
令和3年 第3回(定例)うきは市議会会議録(第2日)

令和3年6月14日(月曜日)

議事日程(第2号)

令和3年6月14日 午前9時00分開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員(13名)

2番 組坂 公明君	3番 野鶴 修君
4番 竹永 茂美君	5番 岩淵 和明君
6番 鍮水 英一君	7番 熊懷 和明君
8番 佐藤 湛陽君	9番 上野 恭子君
10番 江藤 芳光君	11番 伊藤 善康君
12番 櫛川 正男君	13番 佐藤 裕宣君
14番 中野 義信君	

欠席議員(なし)

欠 員(1名)

事務局出席職員職氏名

局 長 高瀬 将嗣君	記録係長 宮崎 恵君
記録係 加藤 裕介君	

説明のため出席した者の職氏名

市長	高木 典雄君	副市長	重松 邦英君
教育長	麻生 秀喜君	市長公室長	中野昭一郎君
総務課長兼浮羽市民課長			吉松 浩君

監査委員事務局長	佐藤 重信君	会計管理者	松岡 美紀君
市民協働推進課長兼男女共同参画推進室長			江藤 良隆君
企画財政課長	山崎 秀幸君		
税務課長兼徴収対策室長			大石 恵二君
市民生活課長兼人権・同和対策室長			石井 良忠君
保健課長	末次ヒトミ君	福祉事務所長	浦 聖子君
住環境建設課長	村岡 薫君	都市計画準備課長	緒方 寧君
水資源対策室長	瀧内 宏治君		
うきはブランド推進課長			樋口 秀吉君
農林振興課長兼農業委員会事務局長			石井 太君
学校教育課長	井上 理恵君	生涯学習課長	石井 孝幸君
自動車学校長	高木 慎君	財政係長	竹上 欣宏君

午前9時00分開議

○事務局長（高瀬 将嗣君） 起立、礼。着席。

○議長（中野 義信君） 改めまして、おはようございます。本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1. 一般質問

○議長（中野 義信君） 日程第1、一般質問を行います。

それでは、順番に質問をお願いいたします。9番、上野恭子議員の発言を許可します。9番、上野恭子議員。

○議員（9番 上野 恭子君） 皆様、おはようございます。9番、上野恭子でございます。

3月議会では、コロナワクチンの接種で行政の方も対応をたくさんしていただいておりますので、今日の一般質問は3月議会だと思いつつながらまとめたものでございます。3月議会をちょっと控えましたので、今回はさせていただかないと、任期のほうも狭まってまいりましたので、今回、質問とさせていただきました。

それでは、質問に入ります。今回4つの質問をさせていただきます。1つ目、認知症ケア「ユマニチュード」の推進について。2つ目、全ての子供たちが地域の学校で学べる学校の在り方について。3つ目、ヤングケアラー問題について。4つ目、食品ロス運動について。4つの質問をいたします。

それでは、最初の質問に入ります。

1つ目、認知症ケア「ユマニチュード」の推進についてでございます。

コロナ禍で中高齢者の認知症患者が増えているのではないかと危惧をしているところです。認知症については、新しいスムーズなケア革命、ユマニチュードがありますが、市全体に広める努力をしてほしいと思いますが、いかがでしょうか。また、相談や指導をする窓口設置の考えはあるか、お尋ねをいたします。

ユマニチュードは、フランス語で「人間らしさ」「あなたを大切に思っている」とのこと。認知症の方に有効なケア方法であります。フランスでは39年の歴史を持ち、日本でも近年知られるようになってきたケア技法でございます。2025年、700万人にもなると言われております高齢者、5人に1人が認知症になるのではと、医療センターでもユマニチュードの研修があつていないかと思っておりますが、年々、指導法も進化していますが、救急隊員も導入しているということをお聞きいたしました。

知覚・感情・言語によるコミュニケーションケア技法で、「見る」「話す」「触れる」「立つ」の4つの柱からの働きかけで、常に「あなたは大切な存在ですよ」「あなたのことを大切に思っています」を発信し続けることで、本人も落ち着きを持ち、尊重されることを感じるケアです。

私自身も自宅で17年、母を介護しました経験者でございます。この方法をあのとき知っていたら、もっと介護も負担なくできたのではと、今、強く思っておるところです。見守る方が認知症の方に優しく寄り添う、そのことにより、見守られる方も優しい気持ちになり、介護もスムーズに素直に寄り添うことができる。これは、経験者であります私も、しっかりと思うところです。否定的でなく肯定的に、「違う」と言うのではなく、「そうだね」「そうだったわね」と認めてあげることがとても大切と思っておりますが、この方法を市全体に広めていただけることを願っておりますが、いかがでしょうか。

1回目を終わります。

○議長（中野 義信君） 答弁、高木市長。

○市長（高木 典雄君） おはようございます。

ただいま認知症ケア「ユマニチュード」の推進について、コロナ禍での認知症ケアとしてユマニチュードの広報・啓発、そして相談・指導の窓口設置についての御質問をいただきました。

ユマニチュードとは、今、議員御指摘のように、知覚・感情・言語に基づいた包括的なケア技法で、認知症の方の心をつかむケア技法として日本の医療機関や介護施設で普及しつつある技法と認識をしております。

うきは市におきましては、令和元年11月8日に浮羽医師会館におきまして、市内医療機関、介護事業所、うきは市の地域包括支援センターに配置をしております認知症地域支援推進員を含

む市職員など、高齢者の支援に携わる方を対象に、「認知症患者の世界を理解する」と題してユマニチュードインストラクターによる研修会を実施いたしました。この研修会は、高齢者一人一人が、その人らしく生活できるようケアする技法を高齢者支援に携わる従事者が身につけることだけでなく、従事者が認知症ケアに関わる家族や地域の方々にも伝えられるようにすることを目的として開催したものであります。今後も、認知症ケアの1つの技法として、ユマニチュードの広報・周知に取り組んでまいりたいと思っております。

また、相談や指導の窓口設置についてでございますが、認知症の相談窓口は、主に、うきは市地域包括支援センターが対応しております。ユマニチュードに関しましても、認知症ケアの1つの技法として取り入れながら、うきは市地域包括支援センターを中心に対応してまいりたいと考えております。

○議長（中野 義信君） 9番、上野議員。

○議員（9番 上野 恭子君） 2回目です。

市長に答弁をいただきましたが、地域の先生方が訪問の診察をしていただくときに、母のときも——もう6年ぐらい前でしたけれども、優しく相手をし、相談、「そうですね、そうですね」というようなことを言っておられたのを今思えば、あれがユマニチュードだろうと思います。先生が帰られた後に穏やかな顔をしている母を感じていたのも、そのとおりであります。ただ、見ている本人が、その方法を知らない。直接携わっている本人が、その方法が分からない。そういう研修、そういうものをしっかり願うところでもありますので、今回、この質問といたしました。

医療従事者の方々には既に取り入れておられるところもあるように感じられますし、医師会等を通じて、そのことを感じますが、見ている方に、そのことの講演会、研修会、それから、かかりつけ医、介護保険者のほうからの研修、それから社協や保健課からの指導、そういうものを今後しっかりとしていただきたいと思うわけです。そうすることで、自宅、介護の大変さは一言では言えませんが、非常にスムーズな介護ができるわけですね。否定じゃなく、「そうだったわね」という言葉1つでスムーズな介護ができます。

国は今後、最期のみとりを介護保険等を使いながら自宅介護で行っていきたいとしていますが、戦後、ベビーブームの私たちが後期高齢者になっていくことから、今現在の介護者を含め、スムーズな介護が行われるよう、ユマニチュード技法ケアを全国的にも市内にも広めていこうということを思っているはずです。また、うきは市内にも隅から隅まで広げて行っていただきたいという希望でございます。

広めるに当たっては、医師会とか社協とか保健課とか介護士を通じながら、また、自治会等にも講演とか、そういうのをやっていただいて、この方法をしっかり広めていってもらいたいという希望でございます。

今、市長のほうからも、広めていくということをお願いしたので、今回、質問した
かがありました。また、そういうことを行政のほうも思って今後進めていくという頭はあつた
のだらうと思っております。職場の従事者だけでなく、家庭で介護をしている人がまずは知って
おく必要があると思います。これは大変重要なことです。日々携わっている人が第一に知ってい
くということ、このことに注視していただきたいと思うわけです。

各家庭には防災無線もついておりますが、防災のときばかりの無線ではなく、たどれば人の命
につながることは、しっかりと防災無線も活用しながら周知徹底をしていくということは大切な
ことだらうと思っております。耳で聞くということは非常に入りやすいものですから、もっと活用しな
がら、いろんなことを人の命に関わることの伝達方法、手段としていただきたいと思っております。

回答をいただきましたので、最後、一言、このことについて、もう一度確認の意味で市長から
お言葉をいただいたら次に移りたいと思っております。

○議長（中野 義信君） 高木市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） 議員も御承知かと思っておりますが、先週、大きく報道されました、日本の製
薬大手エーザイとアメリカ製薬大手が共同開発した、認知症になった人の6割から7割を占める
アルツハイマーの新薬がアメリカで承認されたと大きな話題となりました。

いずれにしましても、認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で自分らしく
暮らし続けることができるよう、社会全体で認知症の方々を支えていく地域づくりを目指してま
いりたいと、このように考えております。

○議長（中野 義信君） 9番、上野議員。

○議員（9番 上野 恭子君） ありがとうございます。

今から多くの方が抱える問題でありますので、しっかり力を入れてやっていっていただきたい
と思っております。

それでは、2つ目、全ての子供たちが地域の学校で学べる学校の在り方についての質問です。

文部科学省は、今後、障がいを持つ子供たちも地域の学校で学べるよう、小・中学校のバリア
フリー化を進めていくようであります。障がいを持つ子供が親とともに、生まれ育った友人とと
もに学ぶ環境は、本人にとっても精神的によいことであると思っておりますが、前向きな受入れの考え
はあるかをお尋ねしたいと思います。

特別支援学級は、この10年間で3倍から4倍に増えたということですが、知的・精
神障がい、それから肢体不自由児、目や耳が聞こえない、見えないという子供に合った適切な教
育を望む考えが親御さんの間にも広まり、理解されてきたのが、この結果だと思っております。本人の
ために何が一番よいのかが、とても大事なことだと思っております。重度な医療ケアは少し難し
いかとも思っておりますが、できる限り家族や本人の希望による受入れはどうかということです。

6月10日か6月11日、国会で、障がい児を学校に受け入れる医療的ケア児支援法が成立したと思います。障がい児の難病者は全国に2万以上いらっしゃるというようなことでございますが、適切な支援を受けられるよう、学校と行政で相談し合いながら、看護師、支援員の設置ができるというような法を定めております。徐々に広まっていくものと思われませんが、少子化になってきた今日、将来の大切な担い手の子供をそれぞれに合った教育法で育ていこうという国の方針だと思われま

す。小さい児童のうちに親元を離れて専門学校に行くことは、それ自体、精神的な成長の妨げになると私も思っておりますが、本人や家族が希望するときに専門で学んでも遅くないとは思っております。受入れに前向きな考えがありますでしょうか。そのことを聞きたいと思っております。いかがでしょうか。

1回目を終わります。

○議長（中野 義信君） 教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） 全ての子供たちが地域の学校で学べる学校の在り方について、全ての子供たちが地域で学ぶための学校の受入れについてのお尋ねかと思っております。

障がいのある児童・生徒につきましては、身体や精神の状態に応じて、その可能性を最大限に伸ばし、自立と社会参加に必要な力を培うため、その子に合った適切な指導及び必要な支援を行う必要があると考えております。そのため、特別支援学校、特別支援学級、通級による指導、通常の学級といった多様な学びの場の情報提供や教師の専門性の向上、障がいのある児童・生徒に対する合理的配慮の促進などに取り組んでおります。

特別な支援を要する児童・生徒の市内小・中学校への受入れについては、教育支援委員会において、医師、学識経験者、幼稚園・保育所代表、小・中学校長、担任の先生、保健課などの委員の助言等も受けながら、当該児童・生徒も交えて保護者と十分な話し合いを行い、決定しております。また、入学後は、必要に応じて、学級、学年、学校全体へ説明するなど、特別な支援を要する児童・生徒に対する理解を図るよう努めております。

○議長（中野 義信君） 9番、上野議員。

○議員（9番 上野 恭子君） 2回目です。

私が実例として感じておりますのが、地域で、お友達がみんなで支えて通学している子供がいらっしゃいます。とても友達同士仲よく、明るく学校に通っている例でございます。親元で兄弟と一緒に通学し、近所のお友達とともに学んでいくことの大切さをまた改めて痛感しております。教育委員会や学校側の前向きな受入れ体制のおかげさまだと思っております。周りの子供たちにも思いやりや優しさがより一層芽生え、よい影響を確実に与えております。

国の動向と同じに、市での前向きな受入れ体制は考えられるかということをお今日は、しっかり

と伝えていこうと思いましたが、先ほどより、教育長よりの「いろんな方面から、その児童に合った能力を伸ばす教育方法をしっかりと考えて動いております」というお言葉をいただいております。そのことを強い原動力とし、それぞれの子供が能力を伸ばしながら生活をしていける、光を見ながら生活をしていけることを強く心に思い、日々の行動をしていただきたいと思いますと思っております。

障がいのある子供も、すばらしい能力を持っております。大人になって社会ですばらしい活躍をしている方も多く見受けられます。先立って文部科学省も、障がいのある先生の雇用を前向きに考えていくというようなことを言っておられました。県内教員として受け入れるとのことも言っておりました。サポート先生もつけて制度化し、教育の現場で受入れをしていきたいというニュースもあっておりました。受入れ体制のため、エレベーター取りつけとかサポート体制、バリアフリー化、それから自分で出勤をできるということ、介助者不要の条件とか、教育実習の問題とか、いろいろクリアしなくちゃいけないことはたくさんあるにしても、前向きにやっていくということでした。全国的にまだロールモデルがないということですので、うきは市からロールモデルが出るということも可能性はあるなという、光を見るような期待を持っているところでございます。こういうことが、障がい者の子供さんやお孫さんを育てているとする方のこれからの人生に明るい光も差すということで、とてもうれしく思ったニュースでありました。健常者と同様に能力を生かせることに胸がときめいたところです。うきは市からロールモデルが出るということも考えられるとは思っておりますが、しっかりと、教育長が言われたように、それぞれの能力を伸ばす教育に向かって邁進していただきたいと思います。

このことも前向きな言葉をいただいておりますが、事例としても、いい結果が出ておりますので、そういうことで、もう一度確認の意味で、教育長、市長のお言葉をいただきたいと思いますと思っておりますが、よろしく願いをいたします。

○議長（中野 義信君） 答弁、麻生教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） 現在、うきは市内の小学校におきましては、特別支援学級25学級、受入れ児童106名、中学校におきましては、特別支援学級8学級、受入れ生徒36名でございます。それらの子供たちに、先ほど申しました合理的配慮、いわゆる教員の確保とか施設設備の整備とか、あるいは個別の支援計画であるとか、個別の教材であるとか、そういった合理的配慮が十分にできるかどうか、そこをしっかりと問いながらですね、受入れを考えてまいりたいと思っております。

○議長（中野 義信君） 9番、上野議員。

○議員（9番 上野 恭子君） 教育長から力強いお言葉をいただきました。本当に自分たちが、やはり、そういう子供たちを抱えたときに光の見える教育というのは大事ではなかろうかと思

ます。能力を伸ばしてやるということ、そして自活力をつけるということ、そのことは健常者同様に大事なことでありますので、今後とも、しっかりとそのことに注視しながら前向きにやっていただきたいと思います。どうぞよろしく願いをしておきます。

それでは、ヤングケアラー問題の3番に移ります。

令和2年12月に、このことは私、質問をいたしました。ヤングケアラーについては、市では地域包括支援センターを活用し、注視していくとのことでありましたが、中学生17人に1人が家族の世話や介護に追われているとの国の実態報道に、早急な対応が必要だと感じているところがあります。

うきは市のヤングケアラー問題実態調査と、その対応はどのようになっているかと質問ですが、ケアラー者、ヤングケアラーという意味は、例えば、おじいちゃん、おばあちゃんがいらっしゃって、お父さん、お母さんがおられて、お孫さんがおりますが、兄弟の世話を18歳未満がしているとか、お父さん、お母さんがお亡くなりになり、もしくは病気になって自宅にいないから、おじいちゃん、おばあちゃんのお世話を18歳未満の子供がするというようなこと、それがヤングケアラーといいます。

ケアラー当事者は、家庭内でのその状況に、異常な状況に気づいていない。これが当たり前だと思って日々を過ごしております。そして、そのことに疲れても、どこに助けを求めてよいのかが分からない。このことが自分の人生のストップになり、自分は、このまま、こういうことで人生は終わるのかという、光を見ることができない生活をしております。ケアラーについては、その時々での人生のチャンスを見逃しながら生活をしていることが実態でございます。

高校生は24人に1人がケアラーである。また、週に1回、学校も休みがちである。他の家との違いも気づかない状況で暮らしているというのがケアラーの実態でございます。一刻も早い問題対応を市として行動を起こすべきではないのでしょうかということ。当事者はヤングケアラーと気づけなかった。これが当たり前の家庭であると思い込んでいた。どこに相談してよいかも分からなく、全く分からなかった。日々の追われるケアラーの生活の中で、ちょっとしたことで気づき、児童相談所に足が向き、相談をした。このことで前が開けた。こういうことを言っておられます。18歳未満の当事者が抱え込むには、あまりにも大きい家庭内の隠れた問題であり、社会や地域で支援をし、相談の輪をつなぎ、早急につなぐ必要があるのではないかと思います。当事者、ケアラーの声として、自分は、これから先どうなるのだろうか、日々、不安との闘いであったという声も聞いております。

このケアラー問題は、私も事業をしているとき、九州一円うろうろしておりましたが、もう30年前から、このことは非常にあっておりました。いろんなことにびっくりするような問題が起こっておったのも事実であります。

1回目は、これで終わりますが、そのことについての実態調査と対応をよろしく申し上げます。回答をよろしく申し上げます。

1回目を終わります。

○議長（中野 義信君） 答弁、高木市長。

○市長（高木 典雄君） ただいま、ヤングケアラー問題について、実態調査と、その対応についての御質問をいただきました。

ヤングケアラーとは、議員御指摘のように、法律上に定義はありませんが、一般的に、本来、大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている児童のことをヤングケアラーと申しております。ヤングケアラーにつきましては、厚生労働省、文部科学省の福祉、介護、医療、教育の連携プロジェクトチームが、全国の要保護児童対策地域協議会に対してアンケート調査を行っております。この調査によりますと、令和2年度は、ヤングケアラーと思われる児童が1人以上いると回答したのは、923団体中341団体で2,174件となっております。

うきは市では、支援等が必要な児童につきましては、要保護児童対策地域協議会を設置し、要保護児童の適切な保護を図るために必要な情報の交換を行うとともに、要保護児童等に対する支援についての協議を行っております。このうきは市要保護児童対策地域協議会では、令和2年度にヤングケアラーとして2件の把握をしております。いずれの案件も中学生あるいは高校生が幼い兄弟の世話をしているということで、学校と福祉事務所子育て支援係などで見守りや定期訪問を行い、状況把握と適切な対応に努めているところであります。また、教育委員会におきましても、今年度よりヤングケアラーの発生学校数調査を行っており、状況把握に努めているところであります。

ヤングケアラーは、家庭内のことで問題が表に出にくく、また、当事者である児童や、その家族がヤングケアラーという問題を認識していないこと等により、早期発見、支援への働きかけが難しいところもございますが、学校や児童相談所、子育て世代包括支援センター「うきくる」等との連携を密にし、状況確認を行った上で、保護者に対しての指導・支援を行ってまいりたいと思います。

○議長（中野 義信君） 9番、上野議員。

○議員（9番 上野 恭子君） 2回目です。

父、母を介護するということがあります。今日、先ほど市長が述べたように、兄弟を介護する。また、間の父、母が亡くなり、祖母を介護する。また、父、母が病気であるために入院しているために、お年寄りを介護する。いろんなケアラーがあります。そういうところで、今日始まったことではなく、私はもう30年ほど前から、そういう御家庭を知っておりました。うきは市

ではありませんけれども、その中にいろんな問題があったのを覚えております。

一応、令和になって、厚生労働省は相談窓口を置くということで、児童相談所を今より多く設置し、この重要問題にも注視していくとこのことに気づいたようでありますが、今現在72自治体で220設置をされて、50人に1人の割合で児童相談所が設置というようなことですが、指定都市または中核都市に設置をされております。うきは市の近隣では、久留米児童相談所、福岡児童相談所等がありますが、走っていける距離の相談所ではございません。厚労省が主には虐待相談も受けながら、人口減少をとどめ、子供を産みやすく、育てやすくするというので、そういう児童相談所を多くするというようなことでありましたが、私が30年前に気づいたところの例としては、ただ見ているだけではなく、しっかりと見ている、骨を折って見ているときには、おじさん、おばさんは何とも手助けもなくするが、みとった後、ここにおるべき人ではないからといって家を追われたり、それから、今までアクセスが大してよくない家であったが、おじいちゃま、おばあちゃまが亡くなったら、アクセスがよくなったから家の価値がある。だから、家を売って分けなないといけなないという目に遭って出ていかれたり、また、つい最近では、孫におばあちゃまが見ていただいているので、孫が骨を折るとるから、土地でも売って孫にあげたいというようなことを言われている例も知っております。

ただ、そうするに当たっては、例えば土地を手放す場合——下のほうで書類をもらってきましたが、農業振興推進機構、こういうところに間に入っていただければ適切な価格で販売することもできましようが、年寄り相手に土地を売りますと、いろんなマイナス条件をつけられて、それなりに売れる土地も売れにくいとかいうことも、足元を見て買われる人もあるかと思しますので、こういうことも関与していますし、法的な財産分与のことも関係していますし、いろんなことがヤングケアラーにはついていると私は思っております。

それで、やはり、こちらから探ることも大事ですけれども、いろんなことを家族で、途中の頭の回る、お父さん、お母さんがいらっしやらない場合等も考えますと、やはり、こういう税理関係、弁護士関係、司法書士関係、社協関係の相談ができる、専門的な知識のある窓口というのを置かざるを得ないのではないかと。ただ見ただけではなくて、見た子供たちの将来が閉ざされていくということになれば、これもヤングケアラーの問題ではなかろうかと思っております。こういうことで、やはり相談窓口というものを置く、また、専門的知識の人を置くことができなければ、つなぐことも考えて、まずはケアラー者が飛び込んでこられる窓口を近くにつくっていただきたい、そういうことを私は願っております。

ケアラーといったら面倒を見る、そのことはほんの一部でございます。そういう目に遭っている方はもう30年ほど前から多く私は見てまいりました。例えば家が小さいので、おり場がない。ケアラーの子供たちが社会人になって、幾らかためたお金で増築をしました。その家もろとも売

り払ってしまって兄弟で分けないといけないと。そういうことをおじ、おばに言われたと。そして、実際、売ってしまった例がたくさんございます。

それで、やはり子供たちというのは、そこまでの知識もございませんので、そういうことも手助けしていけるケアラー児の相談窓口というのは大事ではなかろうかと思えます。養護相談、保健相談、障がい相談、虐待相談、非行相談、育成相談などなどと同時に、そういう税理士、弁護士、司法書士、社協、そういう関係者、それを連ねた相談窓口、そういうものを私は置くべきだと思っております。そのことについて答弁をよろしくお願いをいたします。

○議長（中野 義信君） 答弁、高木市長。

○市長（高木 典雄君） 福祉事務所に答弁をさせます。

○議長（中野 義信君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（浦 聖子君） 福祉事務所、浦です。

連携が必要ということで御質問がございました。先ほど市長が申しあげました要保護児童対策地域協議会につきましては、いろいろな機関が連携をしております。福祉事務所のほか、保健課や学校教育課、小・中学校、保育所など、また、児童相談所、警察署、社協なども関わって、年に1回の代表者会のほか、実務者会議を行って連携をしていっているところでございます。

○議長（中野 義信君） 9番、上野議員。

○議員（9番 上野 恭子君） ありがとうございます。

その中に、先ほどから申しましたような、法律にたけているとか、いろんなこと、先ほど申しましたとおりでありますので、そういうことが非常に問題視されているというのが現状でございますので、そういうことにも注視しながら、今後、皆さんで検討していただいて、窓口設置なり、そういうことにたけている人を月1回でも手配して窓口にするとか、そしてケアラー者に、いつでも耳に入ることができる周知をしていただきたいと思っております。

私は、ケアラー者は、抱え込む、世話をする、それも確かに重大問題ですけど、その後のそういう問題が非常に圧力の問題だと思っております。お世話をしているときには何も言っていない、おじ、おばが、お世話が終わった途端に口を出してくる。そして家を追われる。そういうことは、あつてはならないと思っております。法律上、知らない子供ですのでですね、ただされるがままで、そういう例をたくさん見てまいりました、はい。

そうすると、やっぱり、ここ30年前から非常に、アクセス問題ですね、非常に道路を扱ってバイパスも通りましたし、条件がいろいろよくなりましたので、この間まで家の前が農道だったところに広いバイパスが通ったりすると、価値が違ってくるわけですよ。そういう問題もたくさん見てまいりました。

ただ、そのとき私はケアラーということも知りませんでしたし、そういうことがあつていいの

だろうかというようなことを強く思ったのはあります。でも、その後、行きますと、やはり家を売却してですね、みんな家を追われている状況でございました。そういうことが、しっかりと大事なことで、そういう相談、そういう4つの点にたけている方を窓口月に1回でも置いていただくということは非常にうれしいことですが、それができないとしたら、そういうことをしっかりと分かるような方、たけている方は多分におられると思いますので、そういう方を相談の窓口ですね、毎日じゃなくても月1回か2回でも置いていただくと——介護をしているとですね、非常に苦しい目に遭うと、どこか探って飛び込んでいくんですよ。こっちから探さんでもですね。飛び込む窓口があれば飛び込んでいきます。そういうことをしてあげないとですね、未満者の子供たちにはですね、非常に重圧だと思えます。そこをやっぱり考えていただきたいですね。

我が事で考えると、本当に早急に考えないといけないことだと皆さん思われると思います。そこをしっかりと今日はお伝えしたいなと思っております。ただ、ケアラーだけじゃない問題がいつぱいついてきているということですね。あるところでは、両親亡くなって、ああして、こうしてしましたが、残された子供を兄弟の方が自分の家のほうに連れて行って、立派に成人するまで育てたという例もありますけど、それは微々たるものです。ほとんどの方が、そういうことで、遠くの県ではございませんけれども、たくさん見てまいりましたので、そういうことを思いながら、今度は検討委員会の中でも検討していただいてですね、そして、大事なことで、子供のそういう思いには手助けをしっかりとやっていただきたいと思えます。

最後の答弁をいただいて、次に移ります。

○議長（中野 義信君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 先ほどから、所管である福祉事務所長のほうから答弁させていただいておりますが、基本的には学校と福祉事務所、子育て支援係が窓口となって連携して対応させていただいておりますとともに、やはり幅広い連携が必要でございますので、児童相談所、あるいは、うきは市子育て世代包括支援センター、いわゆる「うきくる」等とも連携をして、様々な情報が入手できて、かつ共有ができるような体制は出来上がっているものと、こう思っております。

そういう取組の中で、今、議員御指摘のように、非常に情報の共有化で不具合等が生じましたらば、しっかりとまた検討をさせていただきたいと、このように思っています。

○議長（中野 義信君） 9番、上野議員。

○議員（9番 上野 恭子君） 次に移りますが、ぜひともケアラー者が分かる窓口ですね、専門はいなくても、つなぐ窓口はぜひとも前向きに考えていただきたいと思えます。どこがしてます、ここがしてますじゃなくて、ここに行けば、そのケアラー者の相談を、言葉を聞いてもらえる場所ですね、そのところをつくっていただきたいと思えます。専門はいなくても、つないでいただければいいことでありますので、その窓口をぜひともお願いし、次に移りたいと思えます。

それでは、食品ロス運動についてでございます。

SDGs 12番目の「つくる責任 つかう責任」とありますが、家庭の食品ロスが全体の半分以上を占めると言われております。命をつなぐ大切な食料を無駄にしないために、市民全体の意識が変わるように市独自で食品ロス運動を起こしたらどうですかという質問でございます。

日本の食品ロスは、年間646万トンのうち、289万トンが家庭内ロスでございます。357万トンが事業所のロスということでございます。うきは市の「早寝、早起き、朝ごはん」の標語のように、簡潔なモットー、スローガンを立て、食品ロス運動をしたらどうかという提案でございます。

もったいないの気持ちを持ち、子育てや社会生活を送ることは何よりも大切なことと思っております。SDGsは2030年に向けた持続可能な開発目標で、2015年、国連で採択されました。それは17の取組でございます。そのことは、貧困をなくし、全ての人に健康と幸せを目的とするものでございます。社会的責任を果たすための1つの取組として、また、うきは市として、食品ロス意識をしっかりと持ち、世界の取組に微力でも参加する意義はあると思っておりますが、いかがでしょうか。

家庭ロスは、1日お一人お茶碗1杯の御飯を毎日捨てているような状況でございます。バブルの時代から現代まで何不自由なく社会生活をしてきた中で、私たちは、先人たちの大切にしてきた、もったいないの気持ちを忘れていたのではないかと思います。食品期限についてもそうです。いつまでもこのような生活が続く保障もなく、令和の子供たち、大人たち、また、今後生まれてくる子供たちにも日々意識をするためにも、食品ロス運動は意識改革にもよいと思うのですが、いかがでしょうか。

1回目の質問を終わります。

○議長（中野 義信君） 答弁、高木市長。

○市長（高木 典雄君） ただいま、食品ロス運動について、市独自での食品ロス運動を起こしたらどうかとの御質問をいただきました。

食品ロスとは、本来食べられるのに捨てられてしまう食品を言い、農林水産省のデータによりますと、平成30年度、日本の食品ロスは年間600万トン、1人当たりになりますと年間47キログラムとなっております。これは、日本人1人当たりが、議員御指摘のように、毎日お茶碗1杯の御飯を捨てているのと同じ量になります。

食は命の源になるものであり、心と体の健康に欠かすことができないものであります。SDGsの17のゴールの1つ、「つくる責任 つかう責任」の目標達成のためには、食品ロスを減らすことが大変重要であると認識をしております。

食料を無駄にしない、食品ロスを減らすことは、食育にとって重要な取組でございます。うき

は市では、「第4次食育推進計画」におきまして、食育推進施策の3つの基本方針の1つである健康促進の面として、市民の健康増進と食品ロス削減の推進を掲げ、飲食店などでの食べ残し削減を目的とした「3010運動」の取組を行うこととしております。

また、食品ロスの約半分は家庭からの排出であることを踏まえ、市民一人一人が、現状や、その削減の必要性についての認識を深め、自ら主体的に取り組んでいくことが不可欠であります。今後は、家庭での食品ロスの削減への理解や関心を深める教育や普及・啓発を推進する方策について、「うきは市食と農と健康を結ぶ食育推進会議」等において検討してまいりたいと思っております。

○議長（中野 義信君） 9番、上野議員。

○議員（9番 上野 恭子君） やはり、「早寝、早起き、朝ごはん」、これ、リズム的に、みんな口にするような言葉でございます。非常に分かりやすいですね。こういう標語、スローガンを立てるということが、身近にそのことを考えることではないでしょうか。子供たちか市民の方に標語を募集し、その自分たちの立てた標語によって、そのことに注視していく、このことが一番食品ロスを防ぐのには重要ではないかと思えます。

今後、食と農の関係者とも連携し、検討していただいて、できればスローガンを立てて、そして、3010運動のことも存じてはおりますが、この「早寝、早起き、朝ごはん」、このスローガンはしっかりと身につけておるものですから、こういうふうに食品ロス運動もできないかということをおもったわけです。しっかり皆さんで検討していただいて、スローガンを立て、市民全体で、このことに注視していくことは非常に願っておりますので、どうぞ検討していただきたいと思えます。

こういう、何ですか、ロスをするような時代も早々にはやってこないという思いが私はしておりますので、早めに気づく、そして、そういう教育をしていくということは本当に大事なことです。生きるのに必要なものを捨てるということですので、やはり私たちが育ててもらった親、おじいちゃん、おばあちゃん、米一粒でも、もったいない、これは食べるまでになるのには相当な労力がかかっているというようなことを言いながら私たちが育てたものであります。そういう気持ちも大事だろうと思えますので、今後の子供たちのためにも、ちょっと遅いかも分かりませんが、しっかりスローガンを立てて対応するというようなことも考えていただきたいと思えます。

それでは、検討していただくという言葉をいただきましたので、これで終わりたいと思えます。前向きな検討をよろしく申し上げます。

それでは、時間が少し余りました。本日は、新副市長に御出席をいただいております。五、六年前でございませうか、うきはブランド推進課においでになったのを覚えておりますし、私は、

さすがだな、すご腕だなと思ったのは、藤波ダムの水力発電を進め、将来に向けての財源確保に御尽力いただいたことを覚えております。あれは年間3,000万か3,500万ぐらい収入として入ってきていると思いますが、新たに今回来られまして、うきは市を見て感じることや、お気づきの点がありましたら、せっかく出席しておられますので、一言言葉をいただいて終わりたいと思いますが、よろしく申し上げます。

○議長（中野 義信君） 副市長。

○副市長（重松 邦英君） 御指名いただきました重松です。よろしくお願ひいたします。

いろいろ過去のことを褒められると、ちょっと、すごく恥ずかしくなるので、そういう気持ちで聞いておりました。

以前1回ですね、御挨拶はさせていただいたんですけども、今回、一般質問の中でということになりますので、これにちょっと限定したような形でコメントをさせていただきたいと思ひます。

上野議員御指摘のですね、過去にもいろんな、子供のためとか、地域の介護のためとか、そういう幅広い分野でですね、いろんな御提案、御質問をいただいた記憶がございます。今回も子供のことからお年寄りのこと、あとまた食品ロスのことまで幅広い御提案をいただきました。この内容についてはですね、全体的におっしゃるとおりだなというふうに感じたところでございます。やはり、うきは市という、比較的そう大きくない市の中でですね、何がやっていけるのかというのをしっかり執行部としても考えていきたいと思っております。

やはり理想はすごく大事だと思っております。ただ、なかなか理想どおりに全てをやっていけるわけでも当然ございませんので、今置かれている市の状況ですね、財政状況、職員数、そういったところで、じゃあ、その理想に対してどこまでできるかといったところをですね、我々も考えていきたいと思っておりますし、ぜひですね、その辺は議員も一緒になってですね、理想は理想と。ただ、今できることは、どの辺なのかというところを考えて、一緒に取り組ませていただいて、結果的に、うきは市が少しずつよくなればと思っておりますので、そういった気持ちであります。引き続き、どうぞよろしくお願ひいたします。

以上です。

○議長（中野 義信君） 上野議員。

○議員（9番 上野 恭子君） ありがとうございます。

やはり、せっかく出席していただいておりますので、一言いただくというのが私の願ひでありました。また今後とも、非常にアイデアマンで生きる力を持っておられる副市長だなということ藤波ダムのところで思った、すご腕をお持ちだなと思った次第でございますが、いろんな面で大切な子供のこと、お年寄りのことを含めまして考えていただいて、今後ともよろしくお願ひを

したいと思います。

それでは、これで終わります。早くなりましてけど、これで終わります。ありがとうございました。

○議長（中野 義信君） これで、9番、上野恭子議員の質問を終わります。

○議長（中野 義信君） ここで暫時休憩とします。10時10分より再開します。

午前9時52分休憩

午前10時10分再開

○議長（中野 義信君） それでは、再開いたします。

次に、5番、岩淵和明議員の発言を許します。5番、岩淵和明議員。

○議員（5番 岩淵 和明君） 5番、岩淵和明と申します。議長の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。私のほうからは4点ほど、今回、質問をさせていただきます。

1点目、新型コロナ感染施策についてお尋ねをしたいと思います。

新型コロナワクチン接種、今、実施されているところです。職員の皆さんのところをはじめ、医師会及び看護師の皆さん、大変な御尽力をいただいていることに、この場を借りて改めて感謝申し上げます。まだ高齢者は接種が途中ということで、これ以降も引き続き、16歳以上——取りあえず今のところ16歳以上というところでの対応も出てくると思いますので、事故のないようお願いをしたいと思いますというふうに改めてお願い申し上げます。

それでは、まず第1点目、この間も少し質問をさせていただいておりましたけれども、改めて今後の感染防止策等についてお尋ねをしていきたいというふうに思っています。

1点目、有効な治療薬がまだ待たれていますけれども、変異株による感染拡大したことで第4波があったわけですけれども、特にクラスター防止等感染リスクを低減するという施策について必要だというふうに思っております。そういう点から、無償で受けられるPCR検査、または抗原定性検査等の社会的検査の充実を求めたいと思いますけれども、所見をお尋ねしたいと思います。

以上です。

○議長（中野 義信君） 高木市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） ただいま、新型コロナウイルス感染防止施策について、PCRまたは抗原定性検査等の社会的検査の充実についての御質問をいただきましたが、うきは市では、浮羽医師会運営の検査センターにおいて月曜日から土曜日まで毎日検査が行われ、何らかの症状がある場合においては、かかりつけ医から紹介を受け、検査が受けられる体制が整っているところであ

ります。また、65歳以上の高齢者及び基礎疾患を有する者が本人の希望によりPCR検査を受ける場合の検査費用については、市が助成を行っております。重症化リスクの高い高齢者、障がい者への感染やクラスターの発生を防ぐため、福岡県においては高齢者施設等の職員を対象としたPCR検査が定期的に行われており、市内の施設でも受検がなされております。

特にクラスター防止と感染リスク低減のための検査ということではありますが、あくまで検査は検査日当日の結果であり、検体採取日以降に感染している可能性もあり、たとえ陰性であっても、引き続き、感染予防に努める必要が出てまいります。このことを考慮しますと、基本的な感染予防に常に取り組むことが重要であると考えます。このため、介護施設等を対象に市独自の支援金を交付し、一層の感染防止対策の徹底を行っていただくようにしております。

また、新型コロナウイルス感染症の発症や重症化予防の切り札としてのワクチン接種については、65歳以上が7月末には終了予定であり、7月中旬からは、国の通知に従い、64歳以下についても順次進めていく予定であります。

今後とも市民の皆様が安全で安心して迅速に接種ができるよう、浮羽医師会をはじめ医療従事者と協力し、ワクチン接種事業に取り組むことが感染拡大防止につながるものと考えております。

○議長（中野 義信君） 5番、岩淵議員。

○議員（5番 岩淵 和明君） 今、御回答いただいた内容は、昨年、御回答いただいた内容と同じですね。要するに、その日の状態でしか判断できないというPCR検査そのものの——があるから、それを拡大する必要はないと。

今、空港や、あるいは高齢者施設でのPCR検査について、それは、どういう効果をもたらしているのかというのは、どういうふうにお考えですか。

○議長（中野 義信君） 高木市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） 先ほど申し上げましたように、県の施策では定期的にPCR検査をしているということを答弁させていただきました。

もとより、議員御指摘のように、感染しても無症状の方がいてウイルスが広まってしまう懸念があり、そういう中で、PCR検査は無症状者の陽性者の早期発見も期待でき、クラスター発生の抑制にもつながると、こういうことは議員御指摘のとおりだろうと、このように思います。

そういう中で、自費で受ける民間の検査機関も利用者が殺到しているというふう聞いてますし、自治体の中でも、一部ではありますが、無料検査の取組が始まっていることも承知しております。民間の検査機関によっては精度にばらつきがあり、検査で陰性となっても、大丈夫だと外に出て感染を広げる人はいると、こういう御指摘もあるし、結果を過信してはいけないという、そういう強い指摘もあることも承知しながら、私どもは前回同様、そういう答弁になっておりますけれども、基本的には、もう一つ、つけ加えますと、当然、うきは市で独自に——財政的な

問題もありますけれども、定期的に無料のPCR検査をするとなるならば、財政の問題だけではなくて、やはり、どうしても結果的には医師会の皆さんとか保健所の皆さんと連携しなくてはならない話でありますので、そこでの調整というのもあるかと思えます。そういう面では、私どもは度々、浮羽医師会と協議をして、浮羽医師会が、先ほど答弁させていただきましたように、今、本当に月曜日から土曜日、もう最近、多くの市民の皆さんが検査を受検されておりますけれども、そういう体制は整っていると、そういうことであろうと思えます。

以前から御指摘であります、ここに来て我々の最大の感染防止対策は、ワクチン接種を計画的に早急に対応していくことだろうと、このように思っているところであります。

○議長（中野 義信君） 5番、岩淵議員。

○議員（5番 岩淵 和明君） PCR検査、昨年6月に厚生労働省が、改めて抗原検査等についても保険の適用としてなされたことは承知していると思うんですね。そのときのリスク評価で言えば、発症後9日間までは評価として100%というふうなデータが示されているんですね、会議の中で。それが全国に通知されて、7月のところから抗原検査についても適用がされているわけです。

高齢者施設で、今、うきは市は、県の昨年12月21日から実施している月1回程度ということで、この間、高齢者施設のところでは検査を受けております。結果、どういうことが起きているかということ、うきは市では、高齢者福祉施設でのクラスターは発生していないというふうに認識しています。しかし、一方、ある地域では、月――月じゃないね、1回のみPCR検査を実施したところがあるんですね。そういうふうに条例をつくってやっておられるところがありますけれども、そこではクラスターが多数発生したということなんです。そういう意味では、当然、頻度と精度の問題もあるかもしれませんが、いずれにしても、そういう検査が感染予防に非常に有効だというのが実証されているのではないかなというふうに思うんですね。

今現在やっているPCR検査、これは、症状が出てから社会的検査ということで無償でやられているわけですね。要は、それは、症状を見たり、あるいは、その重症度合いを見たりするために検査を実施しているわけですね。それでは事前にどういうところで起きているかという感染の傾向とか地域への対策というのが十分に行われてない。現に福岡県が示しているのは、毎日ホームページで出されている中身というのは、感染経路不明というのは、どのくらいあると思いますか。感染経路不明が昨日の時点でも50%を超えているわけです、実際は。要するに、PCR検査を行って、感染経路をずっと追究していても、市中感染がこれだけ広がる中で、どういった感染防止策が必要なのかという、そこに焦点を当てた対策が行われていないというのが実態なんですね。そのために、このPCR検査、一時――第3波だったと思うんですけども、新宿では感染が蔓延しているということで一斉にPCR検査をした経過があります。それは、どうい

ったレベルの規模が起きているかということについて検査しているわけですね。そういう有効性も、感染防止策のための対策を打つための検査というのが重要だというふうに今は専門学者からも言われているんですね。

したがって、さっき市長が答弁した、その場の状態しか分かりませんという、そういうことではないということです。PCR検査というのは幾つもの種類ありまして、そういうところで唾液による抗原検査、唾液によるPCR検査も含めてありますけれども、そういったのが実際行われているわけです。

私が言いたいのは、今、ワクチン接種をしているから、それで大丈夫だというわけじゃなくて、ワクチン接種にまだ時間がかかるということなんです。そこの先を見通して、きちんと対策を打つことが重要だと言っているんです。そこはどう思いますか。

○議長（中野 義信君） 高木市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） 繰り返しの答弁になりますけれども、先ほどから再三申し上げていますように、PCR検査は、その時点での感染状態を調べるものでありますので、やはりどうしても、これをしっかり根絶するためには定期的にやっぱり再検査をやらないと、なかなかマイナス要件もあって意味がないと。そうすると、それなりの市役所の体制、財政的な問題もありますし、市役所内部の体制も十分に整えなくてはいけない。そして、繰り返しであります、当然結果としては、浮羽医師会であったり保健所につながっていく話ですから、そういうところを全部体制をですね、しっかり構築しながら臨まないといけないということでもあります。

そういう中に、今、市役所は、冒頭、議員のほうから職員にねぎらいの言葉をいただきましたが、非常に今、大変な思いでですね、市役所を挙げて、今、ワクチン接種に取り組んでいるところでもあります。そういう状態の中で、当然、議員の御指摘も理解はしますけれども、そこまでパーフェクトに求めをですね、今、うきは市内に、そういう余力がないということは御理解をいただきたいと思います。

○議長（中野 義信君） 5番、岩淵議員。

○議員（5番 岩淵 和明君） 実は、高齢者福祉施設での検査については、この福岡県の5月、6月の臨時議会で改めて補正予算が組まれて、6月30日まで延長されています。ただし、緊急事態宣言の下でしか使えない。これが、今、週1回、可能というふうになっているんですね。

この第4波の中で幾つもの電話がかかって、やっぱり不安だという問合せが、やっぱり結構ある——あります。やはり高齢者施設の職員で、そういうケアをされている方ですけど、そういった方々の心配をやっぱり少しでも払拭していくということが、行政として、この感染防止の社会的な責任を持つ行政が、やっぱり率先していくべきではないかなと。当然、予算もあるわけですから。ただ、そこの認識をね、PCR検査の認識を少し見直したいというのが私

の願いです。

実際に近くのところでは、PCR検査が7割で抗原検査3割でやっているところもあるんです。その抗原検査というのが、福岡県のホームページにも載っていますけども、問合せ先は03になっているんですね。要は、そういう専門機関があるということなんですね。ですので、当然、する場合には、医師会なり、そういう関係方面と調整しながら進めなきゃいけない。当然そうだと思います。

しかし、私が言いたいのは、現在、高齢者、7月末までに終わるというふうにおっしゃられましたけれども、働く年代の方々が、この間、福岡県のホームページで出されていますけども、20代から50代の方が感染したアベレージは66%あるわけです。あとは家庭内感染ですね。

うきは市で言えば、この間、64名ですかね、出されていますけれども、そのうちの41人は感染経路が分かっているんですけど、それ以外、数名の方が感染経路が分かっていないんですね。そういうことも踏まえて、やっぱり市民の方が安心して仕事ができる環境をつくっていく。あるいは、うきは市に観光に来られた方が来ても、その観光施設で働いている方々が安心して仕事が続けられるという環境をやっぱりつくるのが大事ではないかなと。確かにワクチンは重要ですよ。その間をどうやって感染状況を、リスクを減らしていくかという施策が必要だというふうに私は言っているんです。そのために、このPCR検査をやはり無償でできるような環境をつくってほしいと、このように切に思う次第です。その辺、改めて回答をいただけないか。

○議長（中野 義信君） 高木市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） 繰り返しの答弁になりますけれども、医師が必要と判断した場合、PCR検査が迅速に実施できる体制が、このうきはの地域には出来上がっていると思います。

本当に浮羽医師会の先生方の御理解の下に、今、毎日のようにPCR検査が行われております。ありがたいことに、結果として、ほとんどが陰性ということで非常に安心をしているわけなんです。その医師会のPCR検査が、かなり頻度が高いということもあって、これは医師会の皆さんのいろんな御努力、周知徹底——周知というか、市民の皆さんへの周知もあっての結果ではないかと思えますけれども、そういう中で、しっかりまた浮羽医師会とも連携しながら感染防止対策には取り組んでいきたいと、このように考えております。

○議長（中野 義信君） 5番、岩淵議員。

○議員（5番 岩淵 和明君） 時間の都合もあるので。

ちょっと平行線ですけども、いずれにしても、この検査については、もう少し突っ込んで、効果、社会的な検査が必要かどうかということについて、もう少し、何というんですかね、検証してほしいというふうに思っています。

先ほど言いましたように、まだまだ、うきは市で集団免疫が形成されるまでには相当日数が必

要なわけですね。そういう意味では、接種された方々が、どう行動するかといったところも心配であります。法的にワクチン接種しない方や子供及び積極的に接種ができない方もいるということも含めて、その辺も考慮した施策が必要になるということを申し上げて、次の質問に移りたいと思います。

2点目は、児童の給食時間の変更の要望についてであります。

先日、西日本新聞に掲載されたというのもありますけれども、市内小学校の給食時間等の変更によって一部保護者から給食時間が遅過ぎるという意見があつて、教育委員会がどのような検討をされているのか、所見をお尋ねしたいと思います。

1点目は、実施後の児童の受け止め方や意見の聴取と教師及び保健師や栄養士、保護者の意見はどのように反映されたのか、お尋ねをしたいというふうに思います。

それから、2点目は、児童の朝食摂取率、給食の食べ残し率、午後の過ごし方の変化など、どのように影響しているか検証が必要と考えていますけれども、所見をお尋ねしたいというふうに思います。

以上です。

○議長（中野 義信君） 教育長、答弁。

○教育長（麻生 秀喜君） 児童の給食時間変更要望についてでございます。

1点目の、実施後の児童の受け止め方や意見の聴取と、教師及び保健師、栄養士、保護者の意見等の反映についての御質問でございますが、うきは市の小学校の午前中5時間授業につきましては、平成29年度に千年小学校が午前中5時間授業を開始し、その後、令和元年度から市内全部の小学校で実施しているところでございます。

千年小学校の例を挙げますと、始業時間が5分早く、8時15分から開始、給食時間は20分遅く、12時40分から開始となっております。開始前には1か月の試行期間を設け、その間、児童、保護者へのアンケートを行っており、実施後についても、平成30年、令和元年の2か年間、アンケートを実施し、保護者の意見等を反映したところでございます。また、試行期間及び実施後においても、養護教諭や栄養職員をはじめ教職員で協議を行っているところでございます。

2点目の、児童の朝食摂取率、給食の食べ残し率、午後の過ごし方等への影響の検証についてでございますが、千年小学校では、先ほど申しましたように、平成30年度、令和元年度に子供や保護者へのアンケートを継続して実施しており、子供については、「朝ごはんを食べた」を4段階で評価すると、平成30年度は3.1で、令和元年度は3.7と上昇、「給食を残さず時間内に食べた」では、平成30年度は3.0で、令和元年度は3.3と上昇しました。また、保護者についても、「子どもは早寝・早起きをしている」では、平成30年度は2.8で、令和元年度は3.1と上昇、「子どもは朝ごはんを毎日食べている」では、平成30年度は3.3で、令和元

年度は3.7と上昇しました。

また、午後の過ごし方については、午前中5時間授業によって放課後が30分早くなっており、保護者アンケートの「子どもは家庭学習に集中して取り組んでいる」では、平成30年度は2.8で、令和元年度は3.0と上昇、「子どもは、よく外で遊んでいる」では、平成30年度は3.0で、令和元年度は3.2と上昇しております。

給食の残菜率については、平成28年と令和2年の11月における残菜量を比較したところ、平成28年11月の残菜量は8,395グラム、令和2年11月は5,320グラムで3,075グラムの減となり、約36%の食品ロス削減となりました。平成28年度の千年小学校児童数は282名、令和2年度は311名と児童数は増加していますが、残菜量は減少しております。

全体的には、午前中5時間授業は、早寝・早起きの習慣、朝御飯の摂取、家庭学習の充実など一定の成果を得ているものと考えております。

○議長（中野 義信君） 5番、岩淵議員。

○議員（5番 岩淵 和明君） 今、教育長が示した、朝食を毎日食べているかという数字、平成30年で3.1ですか、いくつだったんですかね。ちょっとメモが十分できてなかったの。3.1が3.5に上がったということですかね。ちょっと確認だけ、もう一回すみません。

○議長（中野 義信君） 麻生教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） お尋ねは、子供は朝御飯を毎日食べているかでございますか。（発言する者あり）はいはい。これは、平成30年度が3.3で、令和元年度は3.7でございます。

（発言する者あり）子供でございます。（発言する者あり）子供、失礼しました。子供はですね、「朝ごはんを食べた」が、平成30年度は3.1で、令和元年度は3.7でございます。

○議長（中野 義信君） 5番、岩淵議員。

○議員（5番 岩淵 和明君） 子供の実態と保護者の実態が、ちょっと少し数字が違うというのがあるだろうというふうには思います。

子供の実態については、毎年6年生対象にしている結果のことだと思うんですけど、それは間違い——そのことですかね。

○議長（中野 義信君） 麻生教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） これはですね、千年小学校が追跡調査をする関係で取ったアンケートでございます。

○議長（中野 義信君） 5番、岩淵議員。

○議員（5番 岩淵 和明君） 実は、そういう意味では、学校のカリキュラムが変わったということは、私どもはちょっと十分に承知していなかったというのもあって、この新聞報道を見て、

ああ、そうなのかという、改めて思ったという経過があります。そういう意味で、十分に背景を踏まえて御質問をさせていただいているわけじゃないんですけど。

ただ、今、全国学力テストが行われていますけども、その中での学習状況調査というところで、子供に直接、朝食を取ったかというアンケートが出されています。これの状況について少し、さっき、千年小学校のアンケート結果ということで言われてますけども、うきは市での実態について毎年発表されていまして、私どもの手元には令和2年のまでのやつが出ているのかな、と思っ
てますけれども、4段階評価の中で、「食べている」「どちらかといえば食べている」という回答、そして、「あまり食べてない」「食べてない」という回答ですよ。そういう意味で言うと、うきは市は比較的高いんですね。4段階の「あまりしていない」「全くしていない」という方が、この間、7%。以前は9%といったところもあったけれども、合計、合わせると7%ぐらいあった。これは、福岡県内でも高いほうですね。それと、福岡県も全国的に見れば、小学校のレベルで言えば、非常に高い。そういう状況なんですね。全国平均が4.6%。最新の状況で言えば、そうだろうと思いますね。それが、うきは市では7.3%だということだろうと思います。そういう意味では、時間数を変えたときに、その辺の議論はされてたかどうかということちょっと確認をしたいと思いますが、その辺はどうですか。対策を考えていた、議論をしたかどうか。

○議長（中野 義信君） 麻生教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） 議員が御指摘になりました全国学力・学習状況調査は、小学校6年生と中学校3年生を対象として行っております。先ほどの千年小学校の調査は、これは全部の児童を対象に行っているところでございます。

午前中5時間授業をするに当たっては、いろいろな角度で考えたところでございます。一番は、やはり英語等の授業時数が増えた中で子供たちの授業時数をどう確保していくのか。あるいは、子供と先生の触れ合いの時間をどう確保していくのか。あるいは、先生方の働き方改革をどう進めていくのか。それから、最近、想定を超える自然災害で、昨年度も、学校を午後放課させるとか、臨時休業にするとかいうことで、授業時数は増えたけれども、授業時数の確保が難しくなっている、そういう現状をどうするのか。そういったところも含めて検討し、先ほど申しましたように、次の年度のそういった時間割をどうするかということは、職員みんなで話をいたします。その際には栄養職員とか養護教諭も入っておりますので、具体的な検討の中身は承知してありませんが、御意見があれば、いただいたものと思っております。

○議長（中野 義信君） 5番、岩淵議員。

○議員（5番 岩淵 和明君） 改めてね、こういうカリキュラムを決めるに当たって、こういった全体的な課題とか問題点をやっぱりきちんと議論すべきではないかなというふうに思うんですね。当然ながら、今、千年小学校での全校アンケート結果を最初におっしゃられましたけれ

ども、千年小学校は、そういう意味で言うと、低い状況なのかもしれません。ただ、さっき言いましたように、全校の数値は高いものになっているということですね。だから、千年小学校ではないかもしれないけれども、ほかの学校では違うのかもしれない。そういった細かい作業というか、確認がやっぱり必要になってくるのではないかなというふうに思う。当然、実施したからには、その検証もしなければならぬ。それは非常に大切なことではないかなと。

文科省がやっている全国学力テストのところの質問の中でも、学校に対する質問項目もあります。その中でも、やはりきちんとPDCAサイクルというんですかね、そういうことを実施すべきだというふうに指摘しているわけですね。やっぱりそのラインに、そこに学校で授業を受けるのは子供たち。子供たちを中心にして、どういう生活態度が必要なのか、生活状況なのかということも、きちんと把握して議論していく、進めるべきではないかなというふうに思っています。

ちなみに、今言った私の学習状況調査の結果からすると、全校で見れば、1校当たり——この数字を見るとですね、7.3%というような数字で見れば、1校当たり15人ぐらい朝食を抜いてこられる子供たちがいる。数字で言えば、計算していくと、そうだとということなんです。

それから、直接は関係することではないかもしれませんが、子ども・子育てアンケートというものもありましたね。昨年から実施しておりますけれども、それに向けてしたアンケートでも、「毎日食べる」が87.3%ですけども、「時々食べない」という子供が9.8%いるんですね。それから、このアンケートも448人に対して行っているわけですね。なので、それから見ると、十二、三人いると。それから、子供の貧困に関する調査を実施したことがありますけれども、その中でも朝食を抜いてくる子供がいるということを指摘されている項目が、全体で122項目の中で5項目散見されてます。そういったところに十分に配慮した教育というのは、やっぱり大事ではないかなというふうに思ってます。その辺、改めて検証していく決意はありますかね。確認します。

○議長（中野 義信君） 麻生教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） 学校は毎年、教育課程をどう編成するかということで検討いたします。その際には、主に1学期末あるいは2学期末等にですね、保護者の方あるいは児童・生徒にアンケートを取りまして、そういったアンケート結果等も踏まえて次年度について考えているところでございます。

今、議員のほうから、朝食の件について、いろいろ御指摘がございました。午前中5時間授業の最たるところは、まずは子供の学びを保障する、保障したいという願いから始めております。そういった点も含めて、しっかりと検証してまいりたいと考えております。

○議長（中野 義信君） 5番、岩淵議員。

○議員（5番 岩淵 和明君） 新聞の記事にも載ってましたけれども、福岡市は34校実施して、

今年ゼロだということなされていまして。その理由は、やっぱり子供が、食事の時間が遅れることで空腹を訴える児童が多くあったということで中止したということ報道されてました。

改めてね、この間、指摘されてたところでは、新聞の報道にもありますけども、栄養補給に対する予算及び実施について、どんなような見解をして、誰が判断していくのか、ちょっと確認をしたいと思います。

○議長（中野 義信君） 麻生教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） 新聞のほうには、福岡市が、ああいう形で載っておりました。県内では、ほかにも筑紫小学校とか南筑後とか、いろんなところがやっているところがございます。

栄養補給に関しましては、もう校長会のほうで指示を出しまして、個別にそういう要請があればお応えするよということ話をしてしているところがございます。

○議長（中野 義信君） 5番、岩淵議員。

○議員（5番 岩淵 和明君） 個別の相談に応じるということですか。学校単位ということですね。

○議長（中野 義信君） 麻生教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） 市の全体の校長会で指示をいたしておりますので、市の小学校全体が対応させていただきます。

○議長（中野 義信君） 5番、岩淵議員。

○議員（5番 岩淵 和明君） それは、今のところは判断してないということですか。栄養補給に対する時間を——そういうことを行おうとすることについては、まだ結論を出してないということですか。確認です。

○議長（中野 義信君） 麻生教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） 新聞記事の中にもございましたが、そういう対応をしていただければという御要望等ございましたので、そういうことについて対応をさせていただいているところがございます。議員が言われる結論というのは、すみません、ちょっと意味が分かりません。

○議長（中野 義信君） 5番、岩淵議員。

○議員（5番 岩淵 和明君） 実施の方向で検討をしているという意味ですか、それとも、まだそこは検討していませんということですか。

○議長（中野 義信君） 麻生教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） 糖分補給につきましては、もう指示をしておりますので、実施の方向で——実施の方向といたしますか、実施するところで行っております。

○議長（中野 義信君） 5番、岩淵議員。

○議員（5番 岩淵 和明君） 改めて、食育推進という計画が、第4次が今年からスタートして

ます。その目標は、朝食を抜く、いわゆる欠食というふうに言われてますけれども、そのところを4.6%だった。これは4.6%って、さっき、全国学力テストの状況調査の中で出されている数字ですけど、それをゼロにするという目標が出されております。そういう意味も含めて、そこも1つの教育的観点があるということだけ申し伝えておきたいというふうに思います。

次の質問に移らせていただきます。

3点目、空き家対策についてであります。空家等対策特別措置法に基づいて、特定空家に対する改善の取組の強化を早急に求めます。

1点目、地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼす、安全を脅かす状況となっている特定空家の案件について、早急な対処行動と法的措置を求めたいと思っております。

2点目は、うきは市の空き家対応について、調査をはじめ相談から助成、執行までワンストップ化を図れないか、所見をお尋ねしたいと思います。

以上。

○議長（中野 義信君） 高木市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） ただいま、空き家等対策について大きく2点の御質問をいただきました。

まず、1点目が、特定空家の対処行動と法的措置についての御質問であります。現在までに、うきは市内で特定空家等に認定している物件は4件ございますが、そのうち2件は既に除却され、2件が残っている状況であります。

特定空家等に対しましては、平成27年5月に施行された「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づく措置として、助言または指導、勧告、命令を行うことができますが、2件のうち1件は指導を行っていたところですが、今年の4月に解体の申請がなされましたので、今年度中には解体が完了する見込みであります。他の1件は勧告を行っている段階であり、固定資産税の住宅用地特例適用の解除を行っております。この物件につきましては、所有者が遠方におられることから、適正管理の依頼、指導、勧告の文書を計6回送付しているところですが、一向に応答がなく、対応に苦慮している状況であります。このような状況であることから、この物件に対しましては、まずは所有者と直接お会いして意思確認を行う必要があるかと思っております。

また、福岡県内では飯塚市が先進的に空き家対策に取り組まれており、現在までに行政代執行の実績がありますので、先進地の取組を調査するなど、引き続き、適正な対応に努めてまいりたいと、このように思っております。

2点目が、空き家対応のワンストップ化についての御質問でありました。うきは市の空き家対策は、「うきは市空家等対策計画」にありますとおり、複数の課で連携して適切にその対応について進めているところであります。具体的に申し上げますと、住環境建設課は特定空家の対応や

老朽危険家屋除去を、うきはブランド推進課は空き家バンクや空き家リフォーム事業を、生涯学習課は町並み保存地区内の空き家等に対する施策を行っているところであります。また、年2回、3課合同で建物相談会を実施しており、今年度は、さらに福岡県から空き家対策の専門家にも来ていただいて対応することとしております。

このように、空き家に関する御相談があった際には、内容をよくお聞きし、相談者にとって最も適した対応策を御提案した上で担当課を御案内するなど、各課の専門分野で適切なアドバイスができるよう、十分な体制を取っているところでございます。

○議長（中野 義信君） 5番、岩淵議員。

○議員（5番 岩淵 和明君） 空き家についてですけど、3月に改めて、第2次というか、計画が示されたところであります。その中でも数値が——全体の計画は基本的には同じ流れで、数字が変わっている。これは、全国調査が行われたことによって、住宅・土地統計調査を基にしてつくられているということだろうと思っております。ただ、空き家は760戸、第1次のときはあったんですけども、1,070戸に増えています。そういった報告になってまして、140%増えているんですね。非常に深刻な状況になっているというふうに思っております。

そういう意味で、この計画の在り方についても指摘はしたいと思っておりますけれども、もう少し課題の整理や実行計画、あるいは法的にどういった対応が必要なのか、体制がどうなのかといったところをやっぱりきちんと論点をまとめるべきではないかなというふうに私としては思っています。ただ単に数値の入替えだけではなくて、きちんと課題と具体化について明らかにすべきじゃないかなと思っておりますけど、その辺は、計画についてどうですか。

○議長（中野 義信君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 住環境建設課長に答弁をさせます。

○議長（中野 義信君） 住環境建設課長。

○住環境建設課長（村岡 薫君） 住環境建設課、村岡です。よろしく申し上げます。

うきは市の空家対策計画につきまして、3月に策定したところでございまして、議員御指摘のとおりですね、基本的には内容を大きく変更しているところはございません。これは、ここ3年間の空き家対策といたしまして、もともと想定していた以上の実績を上げてきているというところで、現在の取組を引き続き実施していくというスタンスを取っているというところでございます。

実績の部分でも大きく2点ですね、具体的に申し上げますと、1点目は、老朽危険家屋の除去でございます。前回の空家等対策計画では、3年間での老朽危険家屋の目標除去数を20件という形で実施しておりましたが、実績としまして53件を行うことができております。福岡県のほうからはですね、県内の市町村の中でも、除去数といたしましては県内の市町村の中でもトップ

クラスの数値であるということで評価いただいておりますし、ほかの自治体からもですね、なぜこのように進むのかというところでの問合せが来ている状況でございます。

2点目につきましては、特定空家の対応でございます。先ほど市長からも答弁ありましたとおり、現在までに特定空家は4件認定しております、既に2件は除却され、残る2件のうち1件は、既に除却を行うことで4月に申請が出されております。

この特定空家を所管しております建設管理係のほうですが、非常に様々な事業を持っている中ですね、所有者の方が東北のほうにおられるというところで、なかなかですね、相手の方と接触も難しいところでしたが、その所有者と粘り強く交渉いたしまして、ついに持ち主の手で除却できるというところを実現しているというところでございます。

以上のことから、空家等対策計画では、基本的には現在の取組を進めていくというスタンスを取っていくというところで、大きく変更することは行っていないという状況でございます。

○議長（中野 義信君） 5番、岩淵議員。

○議員（5番 岩淵 和明君） 前進している分が当然あるかと思えます。そういう意味では、今後、改めて、実態調査というのが計画の中でも5年ごとに行うというふうになっています。前回、平成29年度2月で終了しております。そういう意味では5年目を迎えているわけなので、その辺のところについても、今年度の予算には、予算、調査費用の計上はされておられません。そういう意味では、今後どうしていくか、実態調査をどうするのかという方向も、きちんと協議会で検討してほしいというふうに要望しておきます。

それで、あともう一つ大事な点があるのは、実際に空き家の除去に対してどうするかという問題であります。さっきの残り1件のところは非常に問題がありまして、このまま放置するような状況であれば、何というんですかね、行政が軽く見られているというふうに、逃げ得を許すことになるということだと思わすね。ここまで悪質な状態は住民としても看過できないと思わすけども、そこに周りに住んでおられる方は怒っているというのが実態です。これについては、この空家等対策特別措置法、これにしか権限がないんですね。民事で私もいろいろ弁護士と相談しましたがけれども、私有権に対しては、やはり、かなり制限があるわけですね。そういう意味では、この空家等対策特別措置法に基づく強制執行権というのは行政にしか与えられていないんです。

今現在、市長は、そこの現場を見られたことありますか。確認します。

○議長（中野 義信君） 高木市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） 場所については認識をしているところであります。

○議長（中野 義信君） 5番、岩淵議員。

○議員（5番 岩淵 和明君） 場所は認識しているけど、実態は見てないということですね。後

でまた、私が6月1日に撮った写真、お渡ししておきます。課を通じて渡しておきます。

いずれにしても、民事で通知をしても音沙汰なしという状態です。以前に損害賠償を請求された件もあって、住民は手出しができていないんです。それをやっぱりきちんと把握——その状況をきちんと把握して、協議会で議論してほしいというふうに思いますので、強く申し上げたいと。

それから、それを含めてですね、体制の強化については大事な点ではないかなというふうに思っています。これを実施するに当たっては非常に労力がかかるだろうと思っています。その体制の保障も、ぜひ検討してほしいと思いますけども、最後に、その部分だけ、お尋ねをしたいと思います。

○議長（中野 義信君） 高木市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） 空き家対策については、議員御承知のとおり、利活用空き家、そして適正管理空き家と大きく2つある中で、今、古民家の再生にも力を入れていただいております。議員の御指摘は、特に適正管理の空き家、特定空家についての絞った御質問ではあるかと思いますが、幅広い施策が求められる中で、しっかり全ての空き家対策について、しっかり取り組んでまいりたいと、このように考えております。

○議長（中野 義信君） 5番、岩淵議員。

○議員（5番 岩淵 和明君） それでは、次の質問に移ります。

騒音規制への対応についてお尋ねをしたいと思います。簡潔にお願いします。

騒音規制法において、特定工場に関する規制地域を県、うきは市が指定しておりますけれども、特に第2種・第3種区域における特定施設への定期的な騒音測定を行って、実態の調査と安定的な継続的な環境施策を求めますが、所見をお尋ねしたいと思います。

それから、2点目は、測定結果を公開して、就労や居住環境の改善を促し、地域的な環境保全の共有化と居住環境の向上を図るよう施策を求めるが、所見をお尋ねします。

以上です。

○議長（中野 義信君） 高木市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） ただいま、騒音規制への対応について大きく2点の御質問をいただきました。いずれも関連がございますので、併せて答弁させていただきたいと思います。

まず、騒音規制への制度についてであります。県知事及び市長等は、騒音規制法に基づき、一定以上の騒音を防止することにより生活環境を保全する必要がある地域を「指定地域」として指定し、4種類の区域の区分ごとに、そして、さらに、昼間、朝・夕、夜間と時間区分ごとの騒音規制基準を定めているところでございます。

うきは市におきましても、指定地域としての指定をしており、その区分につきましては、主と

して工業の用に供されている区域であって、その区域内の住居の生活環境を悪化させないため、著しい騒音の発生を防止する必要がある区域を「第4種区域」として古川工業団地を指定しております。

次に、住居の用に併せて、商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住居の生活環境を保全するため、騒音の発生を防止する必要がある区域を「第3種区域」として、富永工業団地や三春工業団地、浮羽工業団地等を指定しております。また、住居の用に供されているため、静音の保持を必要とする区域として、第4種区域及び第3種区域以外の全地域について「第2種区域」を指定しているところであります。

御質問であります、指定地域内で特定施設を設置している工場・事業場から発生する騒音の規制につきましては、工場・事業場に設置される施設のうち、著しい騒音を発生する施設11種類を政令により特定施設と定めております。例えば金属加工機械、空気圧縮機及び送風機、土石用・鉱物用破砕機、穀物用製粉機、木材加工機械、印刷機械等で11種類の施設が対象となっております。その特定施設が設置されている工場等を「特定工場等」と定めており、事業者は、該当する機械を設置する場合や変更する場合などに市へ届け出る義務があります。

市としましては、事業者が機械を設置する届出の際に、周辺的生活環境が損なわれないよう、規制基準を遵守していただくことを指導しております。また、周辺の住民の方からは、直接、騒音に関する通報や相談・苦情があったときに、その内容を十分聴取した上で、現場の確認及び必要に応じて騒音の測定を実施しており、騒音が規制基準に適用しない場合は、工場等に対しまして、機械設備の改善や防音等の適切な対策を講じるよう、指導を行っているところであります。

騒音に関する相談件数については、平成24年度の13件をピークに減少傾向にある状況であります。近年の特定工場等に関する相談・苦情件数については、多い年で2件程度であり、随時、調査・指導等を行い、解決に至っております。

御指摘にあります、特定工場等への定期的な騒音測定や測定結果の公表等につきましては、相当の作業及び費用の負担が伴うことから、現行のとおり、相談・苦情内容に応じて個別に対応させていただきたいと考えております。

○議長（中野 義信君） 5番、岩淵議員。

○議員（5番 岩淵 和明君） 時間がなくなりましたので、言いたかったことだけ伝えておきます。

苦情があった場合には調査する——判断して調査する必要があるかというふうに思います。ただ、それをきちんと記録に残して、どういう状態だったかということを改めて分かるように示してほしいなというふうに思っています。それから、苦情については、クレーマーとして捉えるのではなくて、きちんと、その方が何を伝えたいのかということ把握した上で、相手の姿勢を

きちんと理解して進めてほしいなというふうに強く思っています。

いずれも、この間、私が案件として相談を受けた件でありますので、それぞれの市の職員の方には対応のほどをよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上で、質問を私のほうからは終わります。

以上です。

○議長（中野 義信君） これで、5番、岩淵和明議員の質問を終わります。

○議長（中野 義信君） ここで暫時休憩といたします。12時30分より再開します。

午前11時10分休憩

午後0時30分再開

○議長（中野 義信君） それでは、再開します。

午前中に引き続きまして、一般質問を許可します。

次に、4番、竹永茂美議員の発言を許可します。4番、竹永茂美議員。

○議員（4番 竹永 茂美君） それでは、通告書に基づきまして一般質問をさせていただきたいと思ひます。

その前に、先ほど岩淵議員もお礼を述べられましたが、新型コロナウイルス感染症の変異ウイルス拡大が止まらない中、ワクチン接種に向けて、医療従事者、また、うきは市の職員の方々が取り組まれていることに対しまして感謝とお礼を述べたいと思ひます。また、医療従事者、介護従事者、保育所、幼稚園、小・中学校、学童の保育の先生などエッセンシャルワーカーの皆様方には、改めてお礼と感謝を申し上げたいと思ひます。それから、これから始まる64歳以下のワクチン接種につきましては、梅雨の豪雨時あるいは台風接近等々の中での取組でありますので、市の職員の皆様方にも十分気をつけていただきたいと思います。

しかし、7台の電話あるいはインターネットでの予約では、大変65歳以上が混み合ひまして、先輩の先生や地域に住む先輩方々に大変御迷惑をおかけしたのではないかなと思ひます。そういう意味では、前回の全協でも申しましたように、うきは市として、いろいろ創意工夫をしていただきたいと思います。例えば新聞によれば、熊本市では、「希望する中高生に」とありました。今後、大学受験や就職試験、高校受験など大事な人生の節目を迎える意味では、優先順位が高くても市民の理解を得るのではないのでしょうか。65歳以上のように、全ての市民を対象に早い者勝ちでは決して平等性を保つことにはなりませんし、工夫することが市民のためで、後で検証することになると思ひます。二度と市民の混乱が起きないように、重ねて注意を喚起して、通告に基づき質問いたします。

まず、1点目が、法律や条例が遵守される安全のまちづくりということで、お手元に資料をお配りしております。

A面の1を御覧ください。そこに、下の段に3月議会の答弁を書いております。「処分を行うということであれば、うきは市懲罰委員会の意見を踏まえる必要もあり、現在、慎重に対応を行っているところであります。なお、責任の有無を現時点では決定しておりませんので、当時の職員への謝罪や周知についても現時点では検討していません」ということでした。それから3か月がたちましたので、まず、その結果をお伺いいたします。

2番目、それを踏まえまして、2021年度うきは市教育センターの採用はどのようになされたのかもお尋ねいたします。

以上です。

○議長（中野 義信君） 麻生教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） 1点目の、タイムカード破棄問題についての御質問でございますが、タイムカードの破棄については、教育委員会としては、元校長の会計年度任用職員に対して、市の懲罰委員会の意見も踏まえ、嚴重注意という強制措置を行っております。また、4月15日に行いました、うきは市全教職員研修会において、出退勤記録の保存については、「うきは市立学校文書管理規程」を制定し、記録保存を明確にしたことや、「うきは市立小中学校管理規則」の一部を改正し、時間外在校等時間の上限について明記するとともに、校長や教育委員会の管理責任を定める旨を周知したところでございます。

2点目の、2021年度うきは市教育センターの採用についての御質問でございますが、教育センターは、教育に関する専門的、技術的事項の研究・調査及び教育的課題に対する実践研究並びに教育関係職員の研修を行うこと等を目的に設置され、勤務する指導主事は、教育経験が豊かな高い識見を有する方を採用しております。本年度も同様の趣旨で採用しているところでございます。

○議長（中野 義信君） 4番、竹永議員。

○議員（4番 竹永 茂美君） 懲罰委員会で嚴重注意の処分が出たということですが、懲罰委員会は何回開かれて、どの部分に対する懲戒をされたのか。2019年度分なのか、あるいは2018年度分なのかもお尋ねいたします。

また、2点目の、嚴重注意を受けた元校長が市教育センターに採用されることについては問題点がなかったのか、お尋ねいたします。

○議長（中野 義信君） 市長公室長。

○市長公室長（中野昭一郎君） 市長公室長の中野です。私のほうが懲罰委員会のメンバーでありましたので、私のほうから懲罰委員会の関係については答弁をさせていただきます。

懲罰委員会を開催したのは1回でございます。教育委員会のほうから懲罰委員会に対して審議依頼がありましたので、これに基づきまして懲戒審査を行ったところでございます。懲戒処分については、これを行わないことは妥当と判断をした上で、会計年度任用職員に至っては、本事案に係る是正を促す観点から強制措置が必要と判断をしたところで、その旨を教育委員会に回答をさせていただいたところでございます。

以上です。

○議長（中野 義信君） 麻生教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） 2点目の、教育センターの採用についてでございます。教育センター職員は、先ほど申しましたような条件の下に採用を行っております。近年、若手職員が大変増えてきて、今、教育センターの指導主事は、学校からの要請で本当に忙しい毎日を送っておるところでございます。

以上でございます。

○議長（中野 義信君） 4番、竹永議員。

○議員（4番 竹永 茂美君） 再度質問いたします。

懲罰委員会はいつ開かれ、教育委員会へいつ伝達され、その厳重注意はいつ本人になされたのか。

それから、先ほどお尋ねしましたが、これは2018年と19年の分、一緒なのか。それとも、2019年度分だけなのか。

それから、最後ですが、それを処分を受けた元校長は、どのような反省の弁と申しますか、どのような意見を持たれたのか、お尋ねいたします。

○議長（中野 義信君） 中野市長公室長。

○市長公室長（中野昭一郎君） 失礼しました、答弁に漏れがございました。

懲罰委員会を開催したのは3月の4日でございます。懲戒審査報告書として教育委員会に報告したのは3月の22日でございます。

それから、厳重注意に値する内容としましては、2か年度分を含むところでございます。具体的には、タイムカードを破棄したこと、3月31日、事前にメールで報告を行ったこと、それから、情報公開・個人情報保護審議会の審議過程において回答に誤りがあったこと。

以上でございます。

○議長（中野 義信君） 麻生教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） 本人への申し渡しにつきましては、3月25日に私と職務代理者が立ち会っております。本人は深く反省をしてありました。

○議長（中野 義信君） 4番、竹永議員。

○議員（4番 竹永 茂美君） 大変ゆゆしき問題ですけれども、一定の結果が出たわけですが、先ほど申しましたように、3月議会では、「責任の有無を現時点では決定しておりませんので、当時の職員へ謝罪や周知についても現時点では検討してません」ということでしたが、当時の職員への謝罪や周知はなされたのでしょうか。

○議長（中野 義信君） 麻生教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） 当時の職員ということですが、先ほど申しましたように、4月15日に行いました、うきは市の全教職員研修会、これ、オンラインで研修を行いまして、全ての学校の職員が私からの話として先ほど言ったようなことを聞いているところでございます。

○議長（中野 義信君） 4番、竹永議員。

○議員（4番 竹永 茂美君） ということは、当時在籍していた職員へは謝罪と周知がなされないう確認でよろしいですか。

○議長（中野 義信君） 麻生教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） 当時在籍したという意味では、御幸小——2つの小学校ということだろうと思います。全教職員研修会で行っておりますので、周知はできているというふうには思っております。

○議長（中野 義信君） 4番、竹永議員。

○議員（4番 竹永 茂美君） 平成30年及び31年につきましては、総数で10名ずつぐらい、その中には当然2校の学校の先生も退職されておると思いますが、その点については周知ができたという理解ですか。教育長、答弁をお願いします。

○議長（中野 義信君） 麻生教育長、答弁。

○教育長（麻生 秀喜君） その点については、対応はいたしておりません。

○議長（中野 義信君） 4番、竹永議員。

○議員（4番 竹永 茂美君） 市長、今の問題点をどのようにお考えか、お尋ねいたします。現職の先生方にはオンラインで伝えたということですが、退職された先生方が二、三名ずつ2校におられたと思いますので、そこにも伝えるべきだと私は考えますが、市長の考えをお伺いいたします。

○議長（中野 義信君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 総体的なことについて答弁をさせていただきます。

これまでも答弁させていただきましたタイムカードの導入であります、これは平成30年8月に試行が始まりまして、平成31年4月から本格実施がなされているものであります。なかなか日数も少ないし、慣れない中に先生方、対応していただいているわけでありましてけれども、しかし、結果として、行政文書であるタイムカードを破棄するというのは、あってはならない話

でありますので、私としても教育長のほうに、そういうことは今後ないように、口頭でしっかり注意をしたところでございます。

○議長（中野 義信君） 4番、竹永議員。

○議員（4番 竹永 茂美君） 私は、今後のことについては今の取組で結構だと思うんですけども、2校に在籍された先生方に、少なくとも、このような経緯と謝罪を知らせるべきだということでの質問をしております。市長、いかがお考えでしょうか。

○議長（中野 義信君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 教育委員会の中で適切に対応されるものだと、このように承知をしております。

○議長（中野 義信君） 4番、竹永議員。

○議員（4番 竹永 茂美君） 教育委員会で適切に対応されるということは、教育長、周知をされるという理解でよろしいんですか。それとも、周知をしないのが適切な対応ということですか。答弁をお願いします。

○議長（中野 義信君） 麻生教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） 検討したいと思います。

○議長（中野 義信君） 4番、竹永議員。

○議員（4番 竹永 茂美君） ぜひ、先生方も、もう辞められて2年、3年たちますので、前向きというか、きちんと周知していただきたいと思います。

それでは、2点目に入ります。若者が住みやすいまちづくりということで質問をいたします。

まず、PTA連合会から、このような要望が市長並びに教育委員会のほうに届いていると思いますが、その点について、市長なり教育長は覚えておりますでしょうか。

○議長（中野 義信君） 麻生教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） 今、議員が言われたのは、この「令和3年度うきは市小中学校教育に関する予算要望書」のことかと思います。これにつきましては、私等で市P連の代表者並びに校長先生のほうから要望をお聞きして対応をさせていただいているところでございます。

○議長（中野 義信君） 4番、竹永議員。

○議員（4番 竹永 茂美君） 若者が住みやすいまちづくりについて、1点目は、PTA連合会等々から出された、教育条件整備、財政措置について、お伺いいたします。

2点目が、2020年度うきは市立小中学校管理規則に定められました、超過勤務、特に360時間をオーバーした違反の実数と縮減策、それから、残業——超過勤務手当の額、そして、同じく、うきは市の職員の、昨年度、360時間をオーバーした人数と超過勤務の額をお願いします。

そして、3点目が、本年度4月、5月、超過勤務の実態ということで、各学校、各月、各人ごとの実際と縮減策について、お尋ねいたします。

○議長（中野 義信君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） ただいま、若者が住みやすいまちづくりについて大きく3点の御質問をいただきました。2点目のところの市職員の時間外勤務については私から答弁をさせていただきます。そのほかにつきましては、この後、教育長から答弁をさせます。

平成31年4月に、「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」が施行され、国家公務員においては人事院規則で超過勤務命令の上限の措置が講じられました。これを踏まえ、本市におきましても総務省の通知に基づき、令和元年6月議会において、「うきは市職員の勤務時間、休暇等に関する条例」の改正を行い、勤務時間外の勤務命令の上限を定めるなど、所要の措置を行ってきたところであります。

職員の時間外勤務の状況でございますが、令和2年度におきましては、職員1人当たり1か月の時間外勤務は平均で約8時間となっております。また、時間外手当総額につきましては、約5,200万円となっております。また、年間360時間を超えた職員は6名でございますが、こちらにつきましては、新型コロナウイルス対応に係るものなど、通常予見することのできない業務として取り扱う特例業務を合わせた時間となっております。市では既にノー残業デーを設定し、定時退庁を推進するため、メールでのお知らせや、管理職による館内放送での周知・啓発と併せて、原則一斉消灯を心がけております。

また、平成31年4月からは、時間外勤務が多い職員及び所属長にヒアリングを実施し、長時間労働の要因調査を行い、改善に向けた指導を行うなど、時間外勤務縮減の取組を行ってきているところであります。

今後も、「うきは市特定事業主行動計画」に基づき、時間外勤務の縮減等といった職員の勤務環境の改善に取り組み、働き方改革の推進を図ってまいります。

○議長（中野 義信君） 麻生教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） 1点目の、市のPTA連合会等から出されました保護者負担軽減策についての御質問でございますが、保護者の方が学校に対して納入していただくものとして、給食費、学級費等がありますが、それぞれの使用目的に対して、受益者負担の観点から保護者に負担をいただいております。現在、うきは市では、経済的な理由により就学が困難な児童・生徒に、給食費やPTA会費、修学旅行費、校外活動費等を支援する「就学援助制度」を設け、要保護・準要保護世帯を対象とした支援を行っております。現時点では、これを拡充する考えはございません。

2点目の、学校管理規則に定められた超過勤務時間上限を超えた人数と手当額、縮減策について

ての御質問でございますが、うきは市では令和3年4月1日より、「うきは市立小中学校管理規則」において、教育職員の業務量の適切な管理等について、規則の一部を改正いたしております。

内容としましては、時間外在校等時間の上限を1か月につき45時間、1年につき360時間とし、また、児童・生徒に係る、通常予見することのできない業務量の大幅な増加等については、1か月につき100時間未満、1年につき720時間と定めるなど、明確な業務量を示しているところでございます。

さて、昨年度の時間外在校等時間が360時間を超えた教職員については、小学校は138名中87名、中学校は60名中46名となっております。

次に、いわゆる時間外在校等時間の手当に相当するものとして、教員に対して全員一律に給料に4%の定率を乗じた額の教職調整額、また、週休日等の部活動指導業務に3時間程度従事した場合の教員特殊業務手当2,700円等が支給されています。なお、総額については、県支給のため、把握いたしておりません。

また、2020年度の縮減策としては、校長会や総括健康管理委員会での教育委員会からの指導、計画年休やマイ定時退校日の設定、超過勤務で残っている職員へ帰宅を促す声掛け等を行ったところです。

3点目の、2021年度の超過勤務時間の実態と本年度の縮減策についての御質問ですが、小・中学校の2021年度4月、5月における45時間を超えた超過勤務者は、4月は、小学校139名中70名、中学校59名中36名、5月は、小学校138名中61名、中学校59名中30名となっております。

縮減策としては、令和3年4月1日より、「うきは市立小・中学校における働き方改革及び部活動に係る指針」を改正し、学校開閉庁時刻の明文化により、教職員の意識改革を期待し、また、中学校については、土日等の学校休業日や長期休業中の部活動を4時間以内から3時間程度と1時間短縮するなど、具体的な縮減策を取り入れ、超過勤務削減に取り組むこととしています。

今般、県教育委員会が「教職員の働き方改革の取組指針」として掲げた目標として、令和6年度までに時間外在校等時間を年360時間以内、月45時間以内とするとしており、緊急的な課題として、月80時間超えの時間外在校等時間の解消に取り組むとしております。市の教育委員会としても、県教育委員会の目標を踏まえ、まずは月80時間超えの時間外在校等時間の解消に取り組み、働き方改革を進めてまいります。

○議長（中野 義信君） 4番、竹永議員。

○議員（4番 竹永 茂美君） それでは、再度お尋ねいたします。

今、教育長からの発言といいますか、報告を聞きまして唖然といたしました。それは、うきは市の職員は、昨年度、360時間を超えたのが僅か6名。もちろん、この6名も絶対許せる数字

ではありません。しかし、小学校では138名中87名、中学校では60名中46名という大変異常な働き方の状況があります。

お配りしてまず資料のB面を御覧ください。議員と三役の方にはカラー刷りでお配りしておりますので、少し説明させていただきます。

A小学校の4月を見ますと、校長は29時間。ただし、教諭の①の方は赤の70時間というふうになっています。ところが、6月になりますと、校長が51時間、教頭は86時間、そして、教諭④、教諭⑧の方は104時間、105時間という異常な働き方になっております。それを右のほうに行きまして合計を見ますと、A小学校、校長は522時間、教頭は907時間、教諭①は804時間等々という大変びっくりするような数字がありました。本来は、この表をつくっていただきたいと3月にもお願いしましたんですが、今日も、これは多分つくっておられない、ただ数字だけを言っていたのかなと思いますので、やはり、このような表を出して、集計表を出して、各校長も教頭も360時間以内にしなければいけないんじゃないかなと思っています。

ところが、B小学校の校長は、見ていただくように320時間、それから、中段のE小学校の校長も269時間ということで、超勤そのものが大変おかしいんですけども、校長は、B小学校だと320時間で、ほかの職員が400時間、500時間、E小学校においても、校長は269時間ですけど、教頭は892時間等々、今述べられた合計が教育長の答弁になったというふうに思っております。

それでは、まず、教育長にお尋ねいたします。

この80時間という時間を教育長はどのような時間というふうに考えられてあるのでしょうか。

○議長（中野 義信君） 麻生教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） 議員が言われる、どのような時間ということが、ちょっと私の回答が適切であるかどうかは分かりませんが、先ほども答弁させていただきましたように、福岡県教育委員会のほうではですね、まず、この月80時間超えの解消に取り組むとしてありますので、うきは市教育委員会としても、この県教委の考え方を踏まえて、この80時間超えに取り組みたいというふうに思っております。

○議長（中野 義信君） 4番、竹永議員。

○議員（4番 竹永 茂美君） ということは、この80時間は過労死ラインであり、大変危険な数字という認識でよろしいのでしょうか、教育長。

○議長（中野 義信君） 教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） 80時間がイコールそうであるかどうかということについては、私自身も不透明なところはございます。しかしながら、教職員の超過勤務が非常に多いということ全体は問題であるという意識を持っておりますので、取り組んでまいりたいと思っております。

○議長（中野 義信君） 4番、竹永議員。

○議員（4番 竹永 茂美君） それでは、市長にお伺いいたします。

繰り返しになりますが、昨年度、うきは市の職員は360時間を超えた方が6名、学校現場では、小学校では87名、中学校で46名という、大変、半数以上の方が360時間を超えていますが、この点について、市長はいかがお考えでしょうか。

○議長（中野 義信君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 以前、答弁させていただきましたように、我が国と諸外国を比較しての話なんですけれども、非常に教職員の先生方の在り方が大きく変わっておりまして、諸外国は、教職員の業務は授業だけに特化をしているわけですが、我が国では教職員が、授業だけではなくて、生活指導や部活動指導まで一体的に行っておるし、さらには通学路での安全確保や夜の実地指導といった学校外での子供の活動、こういうことまでも先生方が担っていただいています。

そういう中で、働き方改革ということがうたわれ、法律もでき、それに基づいて教育委員会のほうも、いろいろ試行錯誤しながら、いろんな取組をさせていただいているわけでありまして、そういうところを今までの背景、議員が一番よく御存じな立場だと思うんですが、もっと、そういう長い歴史を踏まえてですね、取組について、しっかりと見守っていただけるとありがたいと、このように思っております。

○議長（中野 義信君） 4番、竹永議員。

○議員（4番 竹永 茂美君） 市長の述べられた、外国では教科に専念して取り組めるということは、そのとおりだと思っております。そのほかに、いろんなことが増えています。

それで、先生方の話を聞くとですね、やはり1つは、要らない仕事が多いと思います。例えば私が新任教諭のときは、新採研が1週間ほどありました。それから、学校訪問等もあったんですけども、あくまでも教育委員会の学校訪問は、施設設備の充実を目指すためだということで、指導案を書く必要はありませんでした。今回、新型コロナウイルス感染症の影響もあって、昨年度と本年度、学校訪問については、指導案は要らないという形になりました。それから、小学校低学年には、忘れてはいけないということで毎週毎週お便りを出したんですけど、高学年については、帰りの会で聞きなさいということでよかったですけど、今それは高学年も出させるようになってしまいました。結局、要らない仕事が増えつつあるというふうに思っております。

それで、先生たちに話を聞きますと、ともかく少人数学級をしてくださいと。そうすると、一日一日、あるいは一時間一時間の仕事が、そこで一定結末ができるので、次の日の準備ができたり、次の作業ができるということです。しかし、それが全然できない。次の9月にお尋ねしたいと思いますが、4年生以上の先生方の空き時間というのは、ほとんどありません。ということは、結果的には残って仕事をしなけりゃいけないということです。

ですから、うきは市が——後で述べますが、PTAが非常に評価してあります小学校1・2年生の30人学級、これは大変評価もよくて、先生たちも一人一人を十分見られて成果が上がっています。そういう意味では、3・4年生、3年生以上、あるいは中学生までもしていただきたいと思うんですが、その点で、うきは市独自の教職員配置というのは、市長はお考えなんでしょうか。

○議長（中野 義信君） 高木市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） 通告によりますと、次の質問にも、そういう類いの質問があるかと思っておりますので、またそこで答弁をさせていただければと思います。

○議長（中野 義信君） 4番、竹永議員。

○議員（4番 竹永 茂美君） 失礼しました。ちょっと大変慌てておまして。

1番のほうに戻りますが、うきは市小・中学校のPTA連合会のほうから、昨年10月14日、要望書が出ております。その中には、1番、市独自の人員配置。「①小学校1・2年生の30人学級の継続。小学校3年生と中学校1年生の30人学級の実現をお願いします」ということ。そして、この1ページの一番下には、7番、図書購入費として、「図書館教育、情報教育の充実がさらに必要です。内容充実のため、各種図書の購入費の増額をお願いします」ということが、これは例年のように出ておりますが、これについて、人員配置並びに図書の購入費というのは、教育長、本年度予算で何か増額されたり配慮された分があれば、お尋ねいたします。

○議長（中野 義信君） 麻生教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） 国のほうが、小学校2年生までの35人学級を今年から始めていただいております。年次進行ごとに学年が進行すると聞いております。

そういう中ではありましたが、うきは市については、2年生について30人学級を維持するというので教員のほうの配置をいたしております。

○議長（中野 義信君） 4番、竹永議員。

○議員（4番 竹永 茂美君） このPTAの要望書は多分、市長部局のほうにも行っていると思うんですが、この1番の人的配置、7番の図書購入費については、市当局としては、どのような配慮をさせていただいたんでしょうか。

○議長（中野 義信君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 御案内のように、うきは市は他市に先駆けまして、1年生、2年生、30人学級を導入させていただいております。

今の、うきは市の財政状況を考えますと、議員おっしゃる、あるいは先生方の負担を軽減するためにも少人数学級を進めるべきではないか、市として独自に進めるべきではないかという御指摘については、しっかり承っているんですけども、今の財政状況でいきますと、これ以上、少

人数学級、独自の施策を打つ予定はございません。

○議長（中野 義信君） 4番、竹永議員。

○議員（4番 竹永 茂美君） 先ほどですね、市長のほうから、昨年度の超過勤務手当、市職員が月平均8時間で5,200万円ということでした。じゃあ、その教職員が360時間を超える方が半数以上おられる中で、もし、これを市が超過勤務手当を払うとすると、恐らく2億円から3億円近くの金額になるんですよ。ということは、うきは市の教職員は2億円か3億円、ただ働きをさせられているという状況だと思います。教育長は4%の教職調整手当のことを言われましたが、これは、御存じのように、一月の超過勤務が7時間から8時間、ちょうど市の職員と同じ頃の40年ぐらい前の話でありまして、現在は、そうではありません。

ということで、先生たちは、先ほどの繰り返しになりますが、2億円から3億円の超過勤務をして、それを手当をもらえずにやっているわけですから、その1割でも使えば、保護者が言っています3年生あるいは中学校1年生のそういう少人数学級ができると思うんですが、市長、その辺は、いかがお考えでしょうか。

○議長（中野 義信君） 高木市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） ちょっと仮定の話にはお答えしづらいわけではありますが、いずれにしても、我が国の学校の教職員の先生の役割というのが諸外国と大きく違って、いろんな活動をなさっている中で、こういう現実があるということをしっかり受け止める必要があるのではないかと。それで満足するわけではなくて、働き方改革の一環として、どう教職員の先生方の負担を軽減するかというのは常に考えていかななくてはいけない。そういう中で、長い目でですね、取組をちょっと見守っていただければありがたいと、このように思っています。

○議長（中野 義信君） 4番、竹永議員。

○議員（4番 竹永 茂美君） すみません、また迷子になりまして。

話を戻しまして、この予算要望書にあるにもかかわらず、私の配りました資料を見ていただくと分かりますように、図書費を出したり、保健室の薬品、医療品代を出したり、あるいはプール更衣室の修繕等を支払っておりますが、その点について、教育長と市長は、どのようなお考えをお持ちなのか、お伺いいたします。

○議長（中野 義信君） 麻生教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） 先ほどの質問でお答えしておりませんでした、手元に資料が参りましたので。

図書購入費でございますが、令和2年度に比べまして令和3年度は10万円余りの増額をいたしております。総額の増額でございます。

それから、PTA負担の、この議員がお示しになった表に関してでございます。PTA会費に

つきましては、任意団体である、それぞれの単費におきまして、総会等で予算あるいは決算あるいは会計監査等をですね、お認めいただいて対応がなされているものというふうに思います。

しかしながら、例えばプール更衣室の修繕であるとか教科書代であるとかですね、こういったものにつきまして、どういうことであるのかということも含めまして、こういう議会で、こういう議論がなされたということを校長会のほうに提示してまいりたいというふうに思います。

○議長（中野 義信君） 4番、竹永議員。

○議員（4番 竹永 茂美君） 市長のほうは、いかがお考えでしょうか。PTA会費から、図書費とか教科書代とか保健室の薬品、医療品、あるいはプール更衣室の修繕代等を支払っておりますが、それは本来、市で負担すべきものではないかと思いますが。

○議長（中野 義信君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 学校教育課長に答弁をさせます。

○議長（中野 義信君） 学校教育課長。

○学校教育課長（井上 理恵君） 学校教育課の井上でございます。

議員のおっしゃるPTAの負担一覧でございますけれども、まず、これについては、PTAの方が、それぞれの目的に応じて受益者負担の観点から頂いているものでございます。ただ、このように、議員がおっしゃるようになりますね、プールの更衣室の修繕等とか図書費、医薬品とかということにつきましては、先ほども教育長が答弁しましたように、確認——そのことについて校長会のほうに、こういう議論があったというふうに伝えてまいりたいと思っております。

○議長（中野 義信君） 4番、竹永議員。

○議員（4番 竹永 茂美君） 伝えていただくのは結構なんですけど、結局、こういうふうなものをPTAが払うということはおかしいんだよということをきちんと、まず市長のほうに教育委員会に伝えていただいて、教育委員会が校長に伝えていただいて、校長が教頭や事務の先生に伝えていただかないと、この問題は解決しないというふうに思っております。

また、今現在、新型コロナウイルスの感染下ということもありまして、保健室の薬品とか医療品等が足りなければですね、これをやはり市のほうで特別予算を組んでも充実すべきではないかと思いますが、その点について、市長はいかがお考えでしょうか。

○議長（中野 義信君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） PTA联合会等をはじめ、毎年のように、いろんな御要望をいただいているところでありますが、今、御指摘については、ちょっともう一度中身を確認して、対応できるものであれば対応をさせていただきたいと、このように思います。

○議長（中野 義信君） 4番、竹永議員。

○議員（4番 竹永 茂美君） それでは、ぜひ確認して対応をよろしく願いしておきたいと思

います。

では、次の問題に入ります。安心・安全のまちづくりということで3点書かせていただいております。

1点目が、吉井学童保育所の設置場所について。3月議会で質問したところ、市長は、保護者や運営あるいは支援員等の話を十分聞くということでありました。しかし、吉井幼稚園のほうから、市あるいは厚生文教委員長宛て要望書が出ました。結果的には取下げになったんですけども、やはり問題があったのではないかと考えています。また、保護者のほうがアンケートを取られて、ぜひ吉井小学校の敷地内で安全を確保してほしいという結果を聞いております。

それから、2点目が、新型コロナウイルス支援策として、先ほどの話とも関連しますが、やはり3密を防ぐための20人学級、あるいは大学生、専門学生等々への支援がなされていないのではないかなと考えております。

先日の新聞では大木町のほうの記事が載っておりまして、18歳以下の方には1万2,000円、それから妊婦で、おなかに赤ちゃんがいる方には5万円を支給するということが今回の6月議会で議題に上がっているようです。

それから、3点目ですが、交通指導員につきまして、年間50日ほど立っていただいております指導員のほうから話がありました。5月13日付ですか、文書が来たけども、これは一体どうなっているんだということで、私も分かりませんでしたので、いろいろ担当のほうにお伺いしております。あくまで子供たちの安全を見守るための交通指導だと思っておりますので、その点について、どのような経過、あるいは、どのようなことであったのか、お尋ねいたします。

○議長（中野 義信君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） ただいま、安全・安心のまちづくりについて大きく3点の御質問をいただきました。

1点目が、吉井学童保育所の建て替えについての御質問であります。まず、経過を申し上げますと、吉井学童保育所につきましては、令和2年12月21日に、保護者会及び支援員代表の連名で「吉井学童保育所使用の施設及び現状について」要望書が提出されております。内容といたしましては、施設の老朽化への対応と入所状況への理解を求めるものでございます。これを受けて令和3年度当初予算に建て替えの予算を計上したところであります。

移転新築工事に当たりましては、4月8日に、市から保護者へ新築移転の場所の周知を兼ねてアンケートを実施するとともに、5月17日には、吉井学童保護者会が独自に保護者向けアンケート調査を実施しています。その要望内容が市に報告されましたが、新築について反対の御意見はございませんでした。また、移転先については、まず、小学校敷地内に適切な場所があるか吉井小学校に確認した結果、学校に余裕教室等はなく、また、敷地内にも適切な場所はないとの

回答を得ております。建て替え予定地は、吉井小学校敷地とも隣接しており、吉井学童保育所の建て替えに適切な場所と考えております。この件につきましては、厚生文教常任委員会の閉会中の調査や議会全員協議会の場において議員の皆様にご説明をさせていただいたところであります。

学童保育所内の施設設備等に関しましては、今後、保護者の皆様よりいただいた御意見を基に、児童が安全・安心に施設を利用できるよう配慮しながら、設計の段階において協議・検討を図り、対応をまいりたいと思います。また、学童支援員の方々からの要望等につきましても、対応をまいりたいと考えております。

2点目が、新型コロナウイルス支援策についての御質問であります。少人数学級の導入につきましては、国は義務教育標準法の改正を行い、令和3年度においては2学年までの定数を35人とし、段階的に6学年まで引き下げ、令和7年度には全ての学年で35人学級を予定しております。

うきは市におきましては、独自に2学年までの定数を30人として実施しているところであり、少人数学級は新型コロナウイルス感染症対策の1つであろうとは認識しておりますが、現状以上の拡充は財政的に厳しいと考えております。

次に、生活環境の厳しい家庭を対象とした新型コロナウイルス支援策につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により生活が困窮している家庭への支援を行うため、「生活福祉資金新型コロナウイルス特例貸付」を利用している方に一律5万円を助成する市民生活支援給付金を、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯に対し、その実績を踏まえた生活の支援を行う観点から給付金を支給する、低所得者の子育て世帯生活支援特別給付金等をもって支援に当たっているところであります。

これらの給付のほか、生活困窮者自立支援事業としまして、就労、その他自立に関する相談などを行う「自立相談支援事業」や、家計に関する相談、家計管理に関する指導、貸付のあっせん等を行う「家計相談支援事業」、さらには生活困窮家庭の子供への「学習支援事業」等を行っているところであります。これらの各種支援につきましては、ホームページのほか、自治協議会、区長、民生委員、福祉委員などを通じて周知を図っているところでございます。

3点目が、交通指導員の昨年度の活動実績と本年度計画等に関する御質問であります。交通指導員につきましては、市民の交通安全意識の高揚を図るとともに、地域住民の交通安全と交通事故防止に努めることを目的に、各行政区より選出をいただき、安全・安心なまちづくりのため、御尽力をいただいております。155名の交通指導員は、例年、交通安全の日及び年4回の交通安全県民運動期間中に、登校時の街頭指導・誘導を行っていただいております。

交通指導を行っていただく場合は特に限定しておらず、御自宅の近くの通学路で行っていただくようお願いをしておりますが、交通安全県民運動の際は、吉井町のうきは警察署入り口交差点

と浮羽町の中千足交差点で実施をしております。そのほかにも、学校行事やお祭り等の各種イベントについても、要請に応じまして交通誘導を行っていただいております。

交通安全の日の見守りにつきましては、これまで、「うきは市交通指導委員会会則」に基づきまして、毎月1日、10日、20日の3日間としておりましたが、「浮羽地区交通安全協会心得」では、毎月1日、20日の2日間となっており、街頭指導日にずれがあったため、令和3年度からは毎月10日を削除した月2回を街頭指導日として実施をしております。

交通指導員の皆さんから、子供の見守りに関する要望事項等につきましては特に伺っておりませんが、交通指導員の役員会や総会の折に、引き続き、意見等があったら伺っていきたく思っております。

今後とも子供たちの安全な通学路確保に努めるとともに、交通指導員の皆様には、市民の安全・安心なまちづくりのために御協力をお願いしてまいりたいと思っております。

○議長（中野 義信君） 4番、竹永議員。

○議員（4番 竹永 茂美君） 1点目の吉井学童保育所の件ですが、これは議員になって何遍かお話ししたかもしれませんが、私自身が、最初の赴任地、朝倉郡の大福小学校に赴任した折、学校建設の話が上がりました。当然、教育委員会と学校で先進地を視察し、教育委員会と校長、そして、担当の教員として私が理科室や放送室等の担当とし、話を聞いていただきました。その結果として、その当時、朝倉郡では、とてもすばらしい学校校舎ができたというふうに思います。それから40年近くたっておりますが、そのことについては、その後の朝倉郡あるいは甘木市の校舎建設にも生かされてきたのではないかとこのように思っております。

今回、吉井学童保育所の件でお尋ねしているのは、保護者は学校の敷地内がいいということです。それは、当然、全ての児童の放課後の安全・安心を守るためだというふうに思っております。

これは6月7日の新聞ですが、「学校の安全、歩み止めない」ということで、大阪の大阪教育大学の附属池田小学校での事件がありまして、そのとき、その後に建てられたのが、例えば教室が見渡せるガラス張りの校長室とか、教室の近くに設けられた先生コーナーということで、この事件をやはり教訓として取り組まれております。

また、お配りしています資料2枚目、D面の2、「新・放課後子ども総合プラン」ということで、これは厚生文教委員会が2020年2月3日にお伺いしました分で頂いた資料です。ちょうど2つ目の囲いになると思いますが、「そのため、引き続き共働き家庭等の「小1の壁」・「待機児童」を解消するとともに、全ての児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童クラブと放課後子供教室の」云々という形が書いてあります。全ての児童が放課後を安全・安心に過ごせるようにしなければならないという、これは厚労省のだと思っております。

したがいまして、今回、これだけ保護者のほうから要望が出ているのであれば、保護者の意見を聞くワークショップを開くべきだと思いますが、市長、その点についてのお考えをお尋ねいたします。ワークショップを開くお考えはありませんか。

○議長（中野 義信君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 福祉事務所に答弁をさせます。

○議長（中野 義信君） 福祉事務所に。

○福祉事務局長（浦 聖子君） ワorkshopを開くべきではないかということでございますが、今後、学童保育所の施設設備について設計を行ってまいりますので、その際には、保護者等の意見を十分に反映させていきたいと考えております。

すみません。建設の場所につきましては、まず、学校のほうに場所を確認しましたところ、余裕教室はないという回答もありました。敷地内でも適切な場所はないということで回答を得ておりますので、学校敷地内に建て替えることは難しいと考えております。

○議長（中野 義信君） 4番、竹永議員。

○議員（4番 竹永 茂美君） 私が長々話をしたのは、学校の校長1人に聞くのではなくて、関係者が集まって話をすれば、三人寄れば文殊の知恵というわけではありませんけれども、ワークショップを開ければ、いろんなアイデアが出るのではないかと考えています。

保護者の意見として私が聞きましたのは、運動場の南側にある旧ニワトリとウサギ小屋、現在使われておりませんので、そこが一番いいんじゃないかなという意見を大変聞いております。校舎内の余裕教室等がないのはもう重々分かっております。ですから、その点について本当に、じゃあ、吉井小学校職員、あるいは保護者、あるいは支援員等の考えを十分聞かれたのかということでのワークショップを開くべきではないかと考えますが、市長、いかがでしょうか。

○議長（中野 義信君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 保護者の皆さんも含めて、いろんな御意見を聞いて、今まで我々も、しっかり移転先について場所を検討しました。この結果については、先ほどの私の答弁、そして福祉事務所の答弁どおりであります。

ぜひ御理解いただきたいのは、議員が御指摘する、全ての児童が放課後、安全・安心に生活できる場は、今の場所が一番最適だと。様々な環境の中で今の場所が一番最適だと、このように判断していることを御理解いただきたいと思います。

○議長（中野 義信君） 4番、竹永議員。

○議員（4番 竹永 茂美君） 実際に子供を預けられている保護者の方が、そこではないんだということを言われておりますので、ワークショップを開いて、そういう保護者の不安を取り除くべきではないか、また、吉井小学校の職員にも聞くべきではないかというふうに思っております。

これは、ひょっとすると江南小学校の学童保育所も保護者の意見を聞かないまま、今の場所に建てられたのかなというふうに変心配しておりますので、その点については、ぜひワークショップを開いていただきたいということを強くお願いして、この件について終わりたいと思います。

残り時間が1分になりました。

交通指導員の話では、4月6日に交通指導委員会の講習会があり、1日、10日、20日ということは決まったんですが、5月12日付で改正が来た。目標は、あくまでも子供たちの安全・安心を守るためのものですから、やはり、そういう話合いがあったとき、市としては、どのような考えで臨まれたのかなというふうに思っております。

子供たちが毎日毎日通っています。自分もできる範囲で立っておりますけども、子供たちの日常を見ていると大変ほほ笑ましいことがあり、大変、元気というかエネルギーをもらっています。この子供たちが通学路でも、あるいは学童保育でも安心して過ごせることをお願いし、また、そのことを教育委員会並びに市当局が受け入れていただくことを強くお願いしまして、私の一般質問を終わりたいと思います。

○議長（中野 義信君） これで、4番、竹永茂美議員の質問を終わります。

○議長（中野 義信君） ここで暫時休憩といたします。1時45分より再開します。

午後1時31分休憩

午後1時45分再開

○議長（中野 義信君） それでは、再開いたします。

それでは、7番、熊懐和明議員の発言を許可します。7番、熊懐和明議員。

○議員（7番 熊懐 和明君） 7番、熊懐です。

最初に、ワクチン接種に対応していただいていることに対してお礼を申し上げます。

通告書に従い、2項目について質問をさせていただきます。

1つ目が、道の駅周辺について伺います。道の駅うきはが、旅行情報誌「九州じゃらん」の読者の選ぶ「九州・山口 道の駅ランキング2021」で6年連続の1位に輝いております。また、総合ランキングのほか、レストラン、お土産の部門でも、2位以下を引き離して1位に2年連続の全部門制覇を達成しております。それに、6月10日の新聞にも載っていましたが、「防災道の駅」に道の駅うきはが県内で唯一選定されております。人気度も上がり、これからお客さんも増えてくるように私は思っております。それと同時に、道の駅周辺の住民生活などに影響を及ぼさないようなまちづくりをしてもらいたいと思い、質問をさせていただきます。

(1) 道の駅より国道を100メートルほど日田方面へ行った国本地区は、大雨が降ると、毎

年、冠水をしています。対応策はどのようになっているのか伺います。

次に、この間、「まちプリ」というテレビ番組に道の駅も出ておりましたが、向かい側にあるハンバーガー屋さんが出て紹介をされておりました。大変有名店だそうです。

これも踏まえて、(2) 道の駅から国道を挟み、向かい側の店に行くに当たり、国道を安全に横断するため、横断歩道の設置はできないのか。

(3) 道の駅北側にある「きふね」前の市道は、道幅が狭く、急な下り坂になっており、危険であるという問題提起を1年ほど前から受けておりました。この市道の道路改良の考えはあるのか。

(4) 今年度4月29日、道の駅東側に60台分の臨時駐車場を増設しております。このことにより、梅雨時期に水路等があふれる心配はないのか。

以上、4項目についてお伺いしたいと思います。

○議長（中野 義信君） 高木市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） ただいま、道の駅周辺のまちづくりについて大きく4点の御質問をいただきました。

まず1点目が、道の駅付近の国道210号における道路冠水についての御質問であります。これまでも大雨の際に、主に上り線側で道路冠水が度々発生しているとの報告を受けております。この件につきましては、住環境建設課が窓口となって、道路管理者であります国土交通省福岡国道事務所と、その対応について協議をしており、福岡国道事務所において前向きに冠水対策を検討していただいているところであります。早期に対策としていただけるよう、引き続き、対応してまいりたいと考えております。

2点目が、道の駅うきは前の国道に横断歩道の設置はできないかとの御質問であります。道の駅うきはの正面出入口は交通量も多く、通学路の安全確保のための対策をはじめ、車両の左右確認の徹底の看板を設置するなど、交通事故が発生しないよう対策を講じてきたところであります。御指摘の場所は、通常の交差点ではなく、施設への出入口に当たり、以前、国や警察等の関係機関とも協議いたしましたが、横断歩道の設置はできないとの回答を得ているところであります。市といたしましては、横断の安全性を確保するため、西側に横断歩道橋、東側に横断歩道がありますので、そちらへ利用を誘導してまいりたいと、このように考えております。

それから、3点目が、「きふね」付近の市道の改良についての御質問であります。御指摘の市道の幅員は4メートル程度あり、普通車の離合はおおむねできる状況にあります。当該市道を拡幅するとなると、道路の両側の土地は高低差がある状況であるため、大規模な用地買収と多額の工事費用を必要とすることから、道路改良は厳しいと考えております。まずは減速を促すような路面標示を設置するなどソフト的な対策を検討してまいりたいと、このように思っております。

4点目が、道の駅うきは東側の臨時駐車場の排水に関する御質問であります。道の駅うきは東側臨時駐車場につきましては、道の駅の事業として整備をされているところであり。宅地であったところの家屋を撤去し、暫定的に砂利を敷いた状態で利用しているため、土地の形状としては雨水の浸透性は増していると考えられます。さらに、敷地内に雨水をためるための雨水池も設置し、雨水対策を講じておりますので、以前に比べ排水状況はよいのではないかと考えております。しかしながら、今後、アスファルト舗装等、整備を進める際には、さらなる雨水対策が必要と認識しておりますので、今後、うきはの里株式会社や関係機関と協議を行いながら、複数の排水路へ分散するなど、適切な対策を講じる必要があるのではないかと認識をしているところであり。ます。

○議長（中野 義信君） 7番、熊懐議員。

○議員（7番 熊懐 和明君） 道の駅の人気度が上がるにつれて、昨年の9月の連休だと思。います、山北の交差点、消防署前の交差点から道の駅まで、5月じゃない、昨年の9月の連休か。な、ずっとつかえておりました。こういうこともあります。まだまだこれからあるかもしれませ。ん。そういうことを踏まえて、後で1項目質問しますが、全体的に市長の、道の駅周りのまち。づくりとして、どういうことを考えているか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（中野 義信君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 議員御指摘のように、6年連続、「じゃらん九州」のナンバーワンに輝。いております。そういうこともあって、本当にありがたい話なんです。が、コロナ禍においても多。くの方にお見えいただいて、売上げも、対前年度、伸ばしているような状況であります。それ。に加えて、「防災道の駅」、全国で39か所の1つとして道の駅うきはが選定されました。こ。の大きな防災拠点としての整備を図り、そして、そのことによってまた多くのお客さんに、こ。の道の駅にお越しいただけるような、そういう取組をしていかななくてはならないと、このよ。うに考えております。

また、これ以上のちょっと方策点は、今の時点ではちょっと描ききれっていませんけれど、
「防災道の駅」に選定されまして、国のほうが重点的にここを整備するというふうに聞いてます。ので、そういう方策をしっかりと地元として受け止めながら、最終的には道の駅の繁栄というか、あるいは、この周辺のまちづくりにつなげるような、そういうことにつなげていきたいと、こ。のように考えているところであり。ます。

○議長（中野 義信君） 7番、熊懐議員。

○議員（7番 熊懐 和明君） これは期待しております。

(1)に移ります。

住環境建設課長、これは、大雨が降るたび、冠水が毎年10年来続いております。その中で、

私は7年、市長は多分9年ぐらいかな、その中で、やっと、市長、また課長の骨折りで少し進んだかなと思いますので、この内容について、ちょっと説明していただきたいと思います。

○議長（中野 義信君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 住環境建設課長より答弁をさせます。

○議長（中野 義信君） 住環境建設課長。

○住環境建設課長（村岡 薫君） 私のほうから、現在、国土交通省のほうで予定されている対策内容のほうを御説明いたします。

大きく2つの対策を実施することで検討されておりまして、1つは、既存の側溝蓋を一部グレーチング蓋に替えて、側溝のほうに水が入りやすくするというもの。もう一つが、側溝の一部がコンクリートのほうで覆われているような形になって水が入りにくい状況になっておりますので、そのコンクリート部分に数か所、穴を開けて、同じように側溝に水が入りやすくするという対策になっております。

このような対策が現在、検討されておりまして、一応予定としまして、今月末からですね、7月頭ぐらいに工事着手のめどで現在検討中というところで聞いております。

以上でございます。

○議長（中野 義信君） 7番、熊懷議員。

○議員（7番 熊懷 和明君） やっと少し進んだかなと。これでグレーチング入れて穴をほがして、もしそれがうまくいかないときには、後で様子、検討してもらおうということでお願いして質問を終わりますけど、最後に、10年間、何でここまで進まなかったのかと。何か、進むのに何かあったのかなと——やりにくい。まず、私が7年前に聞いたのは、冠水しているところの水を流すところがないという話も聞いて、私も、もう5年ぐらい、そのままどうにか難しいかなと話合ってきておりましたので、そういう何か難しかった点があれば、ちょっと市長、お伺いしたいと思いますが。

○議長（中野 義信君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 住環境建設課長に答弁をさせます。

○議長（中野 義信君） 住環境建設課長。

○住環境建設課長（村岡 薫君） 申し訳ありません。自分もちょっと、具体的な理由まではちょっと把握しておりませんが、一般的なお話としまして、例えば冠水するにしてもですね、例えば家屋が浸水するであつたり、道路が何日間も冠水するような、そういったところがあると、やっぱり優先的には対策を取っていくと思います。今回の当該場所につきましては、道路冠水はしますが、家屋の浸水とかですね、そんな長時間も浸水するようなどころではありませんので、そういったところで、ちょっと優先順位的には後のほうになってしまっているのかなとい

うところではございます。

以上でございます。

○議長（中野 義信君） 7番、熊懐議員。

○議員（7番 熊懐 和明君） 大体分かります。でも、これ、何で私が急いでお願いしていたかという、これ、児童の通学路になっておりますから、そのとこでね、ちょっと何回も質問していったと思いますので、そのとこは分かってもらいたいと思います。だから、全体的に児童の通学路とか、いろいろあるときは、優先順位を上げて要望してもらいたいと思います。

(2)、「きふね」のところ、さっきも言いましたが——違いますね、2番はハンバーガー屋さんのとこだったですね。ハンバーガー屋さんのところは、陸橋があるのは分かっております。上の、今度、駐車場というか、積水ハウスのホテルを建てるのこの東の市道、あそこに歩道があるのは分かっております。

無理かなと思ながらも質問させていただいたのは、さっきも言いましたけど、ハンバーガー屋さんへ、お姉さんたちが道路を横切って走っているのを市民の人から言われ、えっ、そういうことはないだろうとっていて、私、何回か見かけました。2人ぐらいで。これ、今、あれは山北保育所に渡るために設置したんですよね。今は保育所もないし、誰1人渡っておりません。ですから、あれが邪魔——邪魔と言うわけいかんけど、あれが移動できるものなら移動してもらいたいですけど、もう使用してない、されない、利用価値のないようなところですから、そのとこをもう一遍考えて、これが、まだまだ道の駅の坂へ、前のソフトクリーム屋さんもあります。そこで行き来がまだ増えて事故などあれば、これ、何か市の責任にもなってくるのかなと私は思っておりますので、そのとこの考え、市長、何か前向きに考えることができませんか。

○議長（中野 義信君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 先ほど答弁させていただいたように、以前、いろいろ警察、あるいは210号を管理している国土交通省等にも協議をしたんですが、なかなか厳しいという話でありました。その大きな要因は、今、議員御指摘のように、横断歩道橋があるということも1つの大きな理由であろうと、こう思います。

それから、もう一つ、横断歩道というのは、どちらかという施設ののための出入口ではなくて、交差点等で設置をするものでありますので、その課題もありますし、結構、ちょっと課題が隣接してて、仮に対岸——今、ハンバーガー屋さんのところに公共的な施設ができればですね、かなり話は違ってくるのではないかと思うんですが、今の諸条件では、なかなか厳しいというふうに思わざるを得ません。

ただ、現実として、そういう違法な横断がなされているということは本当に危険極まりないところでもありますので、そういう実態をもう少し、しっかり確認しながらですね、対応も全然駄目

だということではなくて、またいろいろ機会あるたびに相談も、いろんな関係機関に相談申し上げたいと、このように思っています。

○議長（中野 義信君） 7番、熊懐議員。

○議員（7番 熊懐 和明君） 駄目だと言や、崩してくれという、言いますから、なかなかうまい答弁だと思います。

もう一つはですね、ここ、押しボタンのような信号は無理なのかなと。そこも、ちょっと考えてみました。なかなか、あそこに信号を押しボタン作ったら、車の右折とか往来が悪いのかなとも考えますが、何かできないかなというところで、そこも考えましたので、そのところも1つ含み込んで検討していただきたいと思います。

あと、3つ目の「きふね」のほうの件に入らせていただきます。

市長、まず、「きふね」に行ったことがありますか——あります。なら、大体状況は分かっていると思います。「きふね」の前の市道については、急な曲がり角、急なカーブ、離合するのに遅かったらもう、ぶつかったらもう下のほうまで落ちていくようなカーブです。そのことで地元の人でも大変危険に思い、1年ほど前になりますかね、住環境建設課とまた地元の人と現場で立会いをしております。そのときは、道の駅の東側の拡張の話もどうなるか分かりませんので、方向性が決まっていないので待ってくださいということで1年ほど待っております。

そこで、「きふね」に行かれたら分かると思いますが、坂のところの駐車場に入れたり、なかなか大変な、お客さんも来るのに大変な目に遭っていると思います。そのことについて、市長、行ったことがあるなら、どう感じたのか、どうしたらいいか、もし案があれば、お伺いしたいと思います。

○議長（中野 義信君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 議員御承知のように、「きふね」さんは築150年の古民家を再生したものでありまして、今、非常に福岡都市圏から多くの方が、10割そばというんですか、「きふね」さんの食を堪能されているということで、私が知り得る限り、2020年度ですから令和2年度の状況を見ますと、この1年間に来場者が1万2,904人、そして宿泊者が252人ということで、年々年々「きふね」さんを利用する方が多くなっているというのは十二分に承知をしております。

私も何度も実は「きふね」さんにはお邪魔をしている者なんですけれども、御指摘のような、やっぱり厳しい出入口ではあるんですけれども、それにしましても両左右がですね、非常に高低差があって、あれを抜本的に道路改良するとなると、これはもう生半可な対応ではできないと、こういう問題がありますので、その交通安全の面については御指摘のとおりでありますので、答弁させていただいてますように、ソフト的な対策で、そこについてはスピードを上げないよう

な、あるいは出会い頭の事故がないような、そういう対応をしっかりと検討して進めていきたいと、このように考えております。

○議長（中野 義信君） 7番、熊懐議員。

○議員（7番 熊懐 和明君） 市長は、全体、下のほうも考えておっしゃっていると思います。

私は、「きふね」の上の急なカーブ、あそこを地元の人と立ち会って、駐車場から右カーブになった土手、あれは地元の人知っている方から、両方は難しい——下は大分下がっていますから、工事するのに。だから、右の高台になっているカーブのところは、土地の確保は話ができますよというところまで話しておりました。だから、右の出っ張りのカーブの石積みを2メートルなり3メートルなり下げてもらったらもう、あそこだけの——あそこは急で、急な坂でカーブですから、あそこだけでも対応していただければ、もう大分往来ができ、よくなると思います。

さっき言いました、「きふね」のお客さんも当然ですが、出荷者の人も大変あそこ通りが多くなっております。そのことも踏まえて、道の駅の今度は入り口も裏からできるんでしょうけど、まだまだ多くなります。だから、あの急なカーブだけでも土地の確保はできますから、考えてもらいたいと思います。

そうしないと、（4）に行きますけど、ここでも駐車場の水があふれば、ここを流れてきますから、急激に。そのことも考えて、この確保の要望といいますか、このことをちょっと考えてもらいたいと思います。今の説明の中で何か考えがあれば、お伺いしたいと思います。

○議長（中野 義信君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） あの市道を出荷者、出荷組合の方が利用しているというのは、私、認識がちょっと薄いところがありますので、いずれにしろ、いろんな方の御意見を聞きたいというのと、まだどうなるかは分かりませんが、マリオット・インターナショナルというか、ホテル誘致のプランもございますので、そういうところと兼ね備えながらですね、しっかり、いろんな方の御意見を伺いたいとは思っております。

○議長（中野 義信君） 7番、熊懐議員。

○議員（7番 熊懐 和明君） 前向きな検討ということで捉えさせていただきます。

出荷者の人は大石からも来ておりますから、大石から、あそこを上ってくるんですよ。だから、意外と多いんですね。

では、（4）の、駐車場近くの水路は、今も大変大雨が降ればあふれると聞いております。駐車場の東側の市道の南のほうの坂の頂上ぐらいですね、あそこに水路が寄り集まっております。その水路は、市道のほうは、国道のほうへ流れません。市道から坂の上のほうに向かって流れてくるようになっていると思います。だから、そこで集まったのは、四角い升のようなのから何か流しているのかなと考えております。

それと、1つは、今度、駐車場にしたとこの下をU字溝の240ぐらいのが通っております。道の駅の東のほうの下5メートルぐらいに何か行っているという話も聞いております。それは、U字溝を蓋をして埋めております——パイプじゃなくて。多分もうそれで大丈夫ということでしょう。

だから、今まで人が住まれていて、植木、畑とかあって下が吸い込んで、なかなか道路のほうには吸収されて——私の考えでですよ、雨水の屋根の部分とかの水が、升のほうに入れていたのかなと感じております。今度は駐車場になりましたから、市長は今、下が吸っていると言いますけど、これ、傾斜がついていますから、ある程度はもう吸うたら流れていきますから、そのことで——大雨であふれなければいいですよ。もし、坂の上ですから、あふれたら、今言ったように、「きふね」のほうに向かって一気に流れますからね、そのことを心配して、このことを考えて駐車場も増設されたかなということをお伺いしたいと思います。

○議長（中野 義信君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） うきはブランド推進課長に答弁をさせます。

○議長（中野 義信君） うきはブランド推進課長。

○うきはブランド推進課長（樋口 秀吉君） うきはブランド推進課長の樋口でございます。よろしくお願いたします。

東側の駐車場につきましては、出荷者の方の利便性を図るのと観光客の方の駐車場増設という目的のためにさせていただいたところでございます。冠水につきましても、そういう事情はあるということで、国道の管というか側溝が、道路の許容量よりも山辺からの水もかなり入っているということで、地元の方も苦慮しているということも存じ上げております。今後、東側を駐車場にすれば、浸透性はかなり低くなってまいりますので、現在——現在は国道沿いを走る側溝の部分と、国道から、横断歩道から南へ行って国本に行く部分と、東側の駐車場の真ん中を深く下りている部分がありますので、そこの3つに分散化できるように計画してまいりたいというふうには思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（中野 義信君） 7番、熊懷議員。

○議員（7番 熊懷 和明君） 何か半分分かって、半分分かりませんが。結局、ホテル誘致ができたなら、国道のほうに流すという話だったですね、今の。3か所じゃなくて、左側の側溝と手前の側溝と下のほうに流すという3か所でしょう。

けど、言うのは分かりますけど、下向いて右の側溝はもう駄目ですよ。冠水している水を流すようにしてますから、もう流れませんよ。それでも、側溝が、はききるか、はききらんかは、今、問題で、今から試す問題ですから、向こうはもう駄目ですよ。国道の手前はいいかもしれません

けどね、その分だけでしょう。今、造成している分は、そっち、国道のほうに、その分も流すんですか。ちょっとそここのところをお願いします。

○議長（中野 義信君） うきはブランド推進課長。

○うきはブランド推進課長（樋口 秀吉君） 基本的には、駐車場の中の真ん中にある側溝がありますので、そちらのほうと、横断歩道の東側の側溝が国本区に行ってますけども、そちらのほう等を利用する形になると思います。それは、国道沿いのやつは、ずっと、東側からずっと真っすぐ来て、その横断歩道で分岐するんですけども、冠水もしているということで、その辺は国交省と話さないといけないので、基本的には敷地内の水は、真ん中の側溝と国本区の部分を分散化するなり、あとは、道の駅側の今ある側溝がございますので、そちらのほうに分散化するなど、とにかく分散化する方向で一気に流れないような形にしたいと思っておるところでございます。

○議長（中野 義信君） 7番、熊懷議員。

○議員（7番 熊懷 和明君） 分散の話がですね、国本のほうの国道の側溝、この話が、ちょっと私、分かりません。道の駅の真ん中というのは、下を通っているやつを言っているんでしょう。そこの国本の側溝を東に流れているという、そここのところをもう一回説明をお願いします。

○議長（中野 義信君） うきはブランド推進課長。

○うきはブランド推進課長（樋口 秀吉君） 山春小学校からずっと国道の北側の側溝がございます。あれがずっと国道沿いにあります。横断歩道のところで分岐しております。あそこがTの字というか。あそこで分岐して、横断歩道の右側からカーブまで行って、カーブから、今度、左のほうに曲がって、細い路地のほうに行つて、細い路地に1軒あるおうちの方から、暗渠で総建さんの水ため場のところまで行っているところでございます。その部分と、今度のホテルの間にある側溝ですね、それをうまく分散させるのと、敷地内の分につきましては、道の駅からの排水もありますので、その分と分けるようなところで計画してまいりたいと思っておるところでございます。

○議長（中野 義信君） 7番、熊懷議員。

○議員（7番 熊懷 和明君） 何遍もすみませんけど、国本から来て、国道の側溝をTに分散してというのがですね、分散しているのは、駐車場を造成した北側のほうの側溝に流れているやつのことを言いよるのかな。そのことじゃろう。それが私は、下の側溝から総建のところに、下、深く掘っていつているのかなというのを考えておりましたけど、そのことを言っているんですよ。あれ、坂の上でT字に分岐しているところがあふれていると。それを流したらもう、まだあふれますよ。だから、それは「きふね」のほうにあふれたら流れていきますから危ないですよ。そいき、道の駅の駐車場の中に行っているのは私も見ました。240のU字溝。そこに全部流すというなら、私、分かりますよ。でも、今、流れているところに、今度のできたとこんとも流しま

すというなら、もう水、完全にあふれますよ。

○議長（中野 義信君） うきはブランド推進課長。

○うきはブランド推進課長（樋口 秀吉君） 分散化ですので、当然、一番のメインになるのは、駐車場の真ん中の側溝の部分ですけども、あそこは、国道からはつながってないんですよ。国道の中、切れていると、そういうことで。それをわざと何かされているみたいで、真っすぐ——東からの水が真っすぐ行くように何かどうもされてて、手前のほうだけが分岐している形になっています。できるだけ、そちらの排水とかを利用しながら分散化を図ってまいりたいというところでございます。

○議長（中野 義信君） 7番、熊懷議員。

○議員（7番 熊懷 和明君） 私、あそこをちゃんと見たんですけど。

もう一回説明させてください。現在、駐車場を造成したところは側溝が入っています。それは元からあったというやつ。それは、左の駐車場の底に、下に入っているやつと分散しております、確かに。右にも行っているし、左にも。右に行っているのが、山から来ると、さっき、国本から来るU字溝と合流しています。全部そこに集まっております。そいき、駐車場を拡張してした分は、U字溝が来れば、その落ちた、道の駅の下に行くごとになっておると思います。それは行くと思います。でも、山から来たのと、今度の向こうの国本から来た側溝と合わせたら、それ、合流したYの字になって、湯浅さんという家があったじゃないですか。あの裏に升があって、そこに流れていると思います。そこがあふれると言います。したら、そこに流すなら、またあふれるじゃないですか。そいき、その水をどうか考えてもらわんと、あふれますよと今言います。そいき、そこんにきをちょっと、後でいいけ、検討してください。今は分からんでしょう、頭の中じゃ。

○議長（中野 義信君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 基本的に、今からアスファルト舗装等整備が進められる段階、先ほど答弁させたとおりなんですが、排水対策については万全を期しなくてはいけないと、このように思っています。

基本的には、今までの水の流れ、二宅地あるんですけども、この二宅地の既存の水の流れを壊すことなくですね、それをしっかり整理して対応していきたいと、このように思っています。

○議長（中野 義信君） 7番、熊懷議員。

○議員（7番 熊懷 和明君） 今言ったように、今、あふれている、あふれていないという話ですから、それ以上はもう増やさないように、道の駅拡張を機に減らす方向でお願いして、この質問を終わります。

次に、2番目の木材高騰について伺います。

今、世界的にも木材不足で価格が高騰しております。家づくりにも大きな影響が出ていて、国産材への転換を図るきっかけになるのではということも言われております。

(1) 世界的な木材の高騰、いわゆる「ウッドショック」により、国内においても影響が出始め、国産材・県産材などが高騰しております。このような情勢の下、今後、伐採、間伐等にどのような影響を及ぼすのか、お伺いしたいと思います。

○議長(中野 義信君) 高木市長、答弁。

○市長(高木 典雄君) ただいま、木材高騰について、世界的な木材価格の高騰、いわゆる「ウッドショック」による伐採、間伐等への影響について御質問をいただきました。

世界的な木材需要の逼迫により、木材価格の高騰——「ウッドショック」については、外国産材の調達が困難になったことにより、住宅業界では、製材品の価格高騰や、調達の遅れによる住宅価格への転嫁や工期の延期が発生しつつあるほか、製材品の価格高騰に伴う原木価格の上昇が見られております。

議員御指摘のとおり、福岡県森林組合連合会浮羽事業所の原木市場においても、昨年秋から上昇気配を見せ始め、昨年、同時期の価格の2倍に及ぶような上昇を見せているところであります。このような原木価格の好況を受けて、主伐・間伐による伐採量の増加が想定されるところであります。

現在、市内の浮羽森林組合をはじめとする林業事業体では、森林所有者からの伐採に関する相談が増えてきているようであります。一方で、森林事業体におきましては、事業実施に係る労働力不足等の問題から十分に対応できないとの話も伺っております。

市といたしましては、引き続き、林業事業体の労働力確保に対する各種支援や、主伐・間伐に対する上乗せ補助による支援を行っていく予定であります。併せて、森林経営計画等にのっとりた伐採、造林の実施に向けて適切に事業を進めてまいりたいと思っております。

○議長(中野 義信君) 7番、熊懷議員。

○議員(7番 熊懷 和明君) 今、製材品にしても、木材市場辺りでは、もう製品がない状態です。5割とか、もう倍とか、それでも製品がないということになっておりまして、今、資料をちょっと議員から頂いたんですけど、木材、現状30%アップ。昨年より3.7倍ということです。外材が6割アップ。これ、アメリカが、コロナ禍が収まりつつ動き出した住宅が、今、建って、中国、アメリカ、コンテナ船が足りないということで上がっていると。コンテナ船が、ある程度間に合うようになったら半年で動くかというごたる話も聞きます。と言われるように、もう、なかなか市場は大変になっています。製品が上がればもうかるかなというわけでもなく、企業は潰れます。材料が入らなくて。見積りも今やっているのが、工事ができなくなっております。もう見積金額に追いつかないようで、どうかしてくれということで。でも、見積りしていますから、

その単価で納めんといかんのでしょうか。なかなか、上がればいいものではないと思いますけど、先ほど言ったように、今、材木は切り出せば高く売れます。でも、今まで担い手がいないって、増産体制をしておりません。山主さんも、今、切り出してもらいたいと思い、大変一生懸命になっておると思います。

今まで——何を言いたいかと言いますと、森林組合はずっと補助などをもらって間伐とか一生懸命やってきました。して、今は切るときです。でも、人手が足りない。数年前も日田の市場辺りが、うきは市の手入れしたのを高く買って、持って行ってあります。こういうことが今からもまだ起きると思います。だから、市として、先読みして森林組合にも全伐を早くしていくかどうかを進めていかんと、手入れしたのはちゃんと、ほかの市が——県が持っていきますから。そこんところをお願いしたいと思い、質問させていただいております。

今言ったように、コンテナ船が間に合えば半年、あるいは、もう2年という話も聞いております、ウッドショックが続くのが。市長は、どのくらいだとちょっと思いますか。

○議長（中野 義信君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 農林振興課長に答弁をさせます。

○議長（中野 義信君） 農林振興課長。

○農林振興課長（石井 太君） 全て議員のほうで申し上げたとおりの答えになっていますので、専門家の見通しということと言いますと、これまで、いわゆるこのウッドショック系が、リーマン、それから、その前の分と3回目って言われています。今回は少し長く続くのではないかというふうに言われておまして、やっぱり家が建つするには1年以上かかりますし、この辺りの市場に影響が出るのも、この秋以降なのかなというふうに思っておりますので、この状況は2年程度続くのではないかなというふうには理解をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（中野 義信君） 7番、熊懷議員。

○議員（7番 熊懷 和明君） これはもう早急に、半年続いても、今すぐ人員いっぱい、森林組合、一人親方と、半年——半年、最低は続きますから、これ、一生懸命切って、山主さんに少しでも還元できるようにしてもらいたいのが1つの要望です。

そすと、今までのがですね、もうずっと柱材、桁材は、ずっと高くて足らなかったんですよ。だから、この機に間伐も、国の補助をもらえば多分どこでも切っていいわけじゃないでしょう。そういうこともありますから、間伐等もですね、私も素人ですから、市長のように分かりませんが、今までの間伐というのは、10本植えたら、大きくなるように、3本、5本、小さいのを切り捨てていました。また、2回目かの間伐か何かで、もう少し大きくなるようにしておったと思います。その間伐の仕方をですね、柱の4寸3号といいますと、10センチ5ミリ、12センチ、

この柱が取れるのが15センチぐらいかな、そのくらいの木を切って、同じように少し小さいの間伐しないで柱材に残していくような間伐方法も今からちょっと何か考えて、やり方を、小さいのを切り捨てて大きくするばかりじゃ違うのかなと私ちょっと感じて、最近、おりますので、そこんこの。間伐の仕方っちゃ、大体どういうふうな方法があるのかちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（中野 義信君） 高木市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） 農林振興課長に答弁をさせます。

○議長（中野 義信君） 農林振興課長。

○農林振興課長（石井 太君） 議員のほうから聞かれる質問ではないような気もするんですけども。

当初、10アールあたりですね、植林をするとき、200本から300本、植林をいたします。おっしゃるように10年ぐらいをかけて、その4分の1ぐらいにしていくのかなというふうに思っております。そのスピード、あるいは、そのやり方についてをどうしていくのかという御提案だと思います。

今、林業事業体、森林組合をはじめ、とにかくマンパワーをフルに活用してですね、人材と施設と活用してやっておるんですけども、せっかく原木価格が上がっているにもかかわらず、それ以上に動けないという、製材事業者等の思いもございます。どこまで投資をして広げていくのか、時期もまだ不透明でございますけれども、そういった間伐、それから事業体の支援も併せて検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（中野 義信君） 7番、熊懷議員。

○議員（7番 熊懷 和明君） 今言ったように、間伐等のやり方は少し、私たち素人ですから、森林組合と話しながら、大きくするばかりじゃなくて、柱材が採れるようなところは、一番柱材が高いですからね、大きくしたら50年かかって30センチぐらいの径、そすと、20年、25年で早く単価のいいのが取れますからね。柱材はずっと下がりにません。構造柱とかも足りません。そこんにきを考えながら間伐の方法をしていってもらったら、大きくなり過ぎるのも少し減っていくのかなと感じておりますので質問をさせていただきました。

時間があるので、もう一ついいですか。

S G E C、あれでFM認証を取ったじゃないですか。ああいうのは、こういうときは切り出せないんでしょう。

○議長（中野 義信君） 高木市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） 農林振興課長に答弁をさせます。

○議長（中野 義信君） 農林振興課長。

○農林振興課長（石井 太君） たしか12月の一般質問で、SGEC、FM認証についてお伺いしました。市が持っている市有林については、認証を取っております。ただ、それを流通する事業体のほうがまだ認証を取っておりませんで、結果として、今、切り出しても認証材としては現状ちょっと出荷——取り扱うことができないという状況でございます。

以上でございます。

○議長（中野 義信君） 7番、熊懷議員。

○議員（7番 熊懷 和明君） 何か言いようで難しくなりますから、もうあまり聞きません。

もう一つ、「防災道の駅」に選定されたじゃないですか。ということはですね、1つ、私、今度、今はもう答弁要りませんが、あの道の駅の下百堂坂交差点、あそこが、何年前ですかね、大分前にトレーラーが右のバイパスのほうに右折するとき、ひっくり返っておりました。あれはですね、右にカーブするのは分かりますけど、信号を一旦停止しなくて、ずっと来たら右のカーブは、左が下がっておりますから、大きい車はひっくり返ります。あのとき話していたのが、夕方6時頃だったから、子供たちが帰っていないでよかったなという話をしたことを覚えておりますから、今度、そのバイパスの、今度、何か計画があるなら知りませんが、そこを、空き地のところを利用して変更するなり、また聞きたいと思いますので、要望だけお願いしておきます。

これで、質問を終わります。

○議長（中野 義信君） これで、7番、熊懷和明議員の質問を終わります。

○議長（中野 義信君） ここで休憩をさせていただきます。14時55分より再開します。

午後2時35分休憩

午後2時55分再開

○議長（中野 義信君） それでは、再開します。

次に、2番、組坂公明議員の発言を許可します。2番、組坂公明議員。

○議員（2番 組坂 公明君） 2番議員の組坂公明でございます。議長の許可を得ましたので、一般質問をさせていただきます。本日最後でございますので、お疲れとは存じますが、よろしくお願いたします。

それでは、早速ですが、通告書に沿って質問をさせていただきます。

今回は、「うきは市公共施設等総合管理計画」に係る個別施設計画について、それから、「うきは市の中長期財政計画」の策定について、この2点を質問させていただきたいと思います。

まず最初に、個別施設計画について、1点目が、本年5月7日に全員協議会において、「うき

は市公共施設等総合管理計画」に係る個別施設計画の策定について、執行部より、資料配付、それから報告がありました。この施設計画の目的について、市長に改めて伺いたいと思います。

2点目が、今回いただいた個別施設計画は、公共施設のうちに建物関係が盛り込まれております。そのほか、インフラ関係である道路や橋りょう、また、上下水道施設や公園施設など公共施設全体の個別施設計画を一括して作成する必要があると思われませんが、市長の考えを伺いたいと思います。

3点目が、今回の個別施設計画を基に「うきは市公共施設等総合管理計画」を見直す必要があると私個人は思っておりますが、市長の考えを伺いたいと思います。

以上、3点をよろしく申し上げます。

○議長（中野 義信君） 高木市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） ただいま、個別施設計画について大きく3点の御質問をいただきました。

まず1点目が、計画策定の目的についての御質問であります。うきは市では平成29年3月に、「うきは市公共施設等総合管理計画」を策定いたしました。この計画は、公共施設の全体を把握し、長期的視点に立って公共施設等の総合的かつ計画的な管理を行うため、平成26年4月22日の総務省通知により策定をしたものであります。本計画に基づく個別施設計画は、公共施設等総合管理計画で示した考え方を基に、点検・診断によって得られた個別施設ごとの具体的な対応方針を定めるものでございます。「事後保全型」から「予防保全型」の管理へと転換し、予算の平準化とトータルコストの縮減を図り、公共施設等がこれから大量に更新時期を迎えるに当たり、施設全体の最適化を図るため必要な事項について定めたものでございます。さらに、本計画を策定したことにより、長寿命化のための改修費用等について、「公共施設等適正管理推進事業債」による有利な起債を借り受けることができるという利点もあります。

2点目の、インフラ関係等を含め、全ての公共施設の個別施設計画を一括して作成する必要があるとの御指摘と、3点目の、個別施設計画を踏まえて公共施設等総合管理計画を見直す必要があるのではないかと御質問については、いずれも関連がございますので、一括して答弁をさせていただきます。

今回の個別施設計画は、庁舎をはじめ19の施設類型ごとに計画を策定したものでございます。これ以外に、平成22年度には「市営住宅等長寿命化計画」を、平成28年度には「下水道ストックマネジメント計画」を、平成30年度には「橋梁長寿命化修繕計画」と「舗装個別施設計画」を策定しております。これらは、各事業の国からの交付金や起債である事業債を活用するに当たり、これら長寿命化計画等の策定が条件となっているため、今回、策定した個別施設計画の前に策定をしているものでございます。

公園施設につきましては、面積が小さい建物が多いところでありますが、調音の滝公園関連施

設及び地域振興関連施設として長岩公園交流促進センターについて個別施設計画を策定しております。

議員御指摘の点は、全ての公共施設の個別施設計画を一括して策定すべきではないかということですが、策定済みの個別施設計画については、所管する省庁によって求められる内容にばらつきがあることから、統一することは難しいと考えております。また、公共施設等総合管理計画の見直しについては、今回の個別施設計画等を踏まえ見直すように国の要請もありますので、建築系施設及びインフラ施設関係の個別施設計画を踏まえた上で、令和3年度中に公共施設等総合管理計画の見直しを予定しているところであります。

○議長（中野 義信君） 2番、組坂議員。

○議員（2番 組坂 公明君） 1点目から再度確認をさせていただきたいと思います。

今回、これを挙げたのは、確かに市長が今おっしゃったとおりですね、いろいろな国からの補助金か、そういったのをを使うための計画。今から、うきは市というのは、こういったのは、うきは市民に対しての計画というか、うきは市全体をする計画が必要じゃないかということですね、ほとんどがこういった形で、いろいろ計画は同じ趣旨の計画なのに、時期が違う。そしたらもう全然分からない。以前に作ったのって、私たちは議員になる前からでございますから、そういったのは全然分かんないし、個人では調べない。私たちが分からないのはいいんですけど、やっぱり市民にはちゃんと知らせるべきだろうということで、それが分かりやすい一括した、誰が見ても分かるような計画書を今後作って行って、協働のまちづくりをせんといかんとやなかるうかという思いで挙げさせてもらったところでございます。

まず1点目からでございますが、今回の個別施設の目的ということで、今、市長がおっしゃられたとおり、今まで事後保全でやってきたんですよ。これを予防保全型にすることによって長寿命化を図ると、施設の。が、1点ですね。それから、コスト削減ですね、コスト縮減。この2点が大きな柱だろうと思っておりますが、市長、それでよろしいか、ちょっと伺います。

○議長（中野 義信君） 高木市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） 御指摘のとおりで、先ほどから答弁させていただいていますように、今までの修繕というのは、壊れて修繕するという事後保全型だったんですが、今後は、壊れる前に補修をして、長くどう使うかという長寿命化——ストックマネジメントともいいますが、ということでコストの最適化を図ること。それから、どうしても建て替え等が必要になってきたときには、複合化するなどですね、いろんな適正化を図ることによってトータルの財政負担を縮減する、そこに目的があるのではないかと、このように認識をしています。

○議長（中野 義信君） 2番、組坂議員。

○議員（2番 組坂 公明君） 市長と考えは私のほうも同じところで共有させてもらっておりま

すのですよね、だからこそ僕は全部を統一した、今回、こういった形で建物一式、初めてもらったんですけどですね、に合わせるべきやなかろうかと。これが以前の住宅とか道路とか橋りょうとかですね、そういったのを見させてもらいました。それを、この二本柱が崩れちゃいかんとかやなかろうかと。それが今回の、こちらのほうにはですね、不明瞭な——こちらと言ったらいかんですね、市営住宅長寿命化計画ですかね、これも、それから、道路舗装施設計画、個別施設の橋りょうの計画、それから、先ほど言った下水道のストックマネジメント計画、こういったのを以前作りましたよと。これも、今回の作り方というかですね——計画書に沿って作るべき。そして、これは、うきは市の個別計画と。国にお金を出していただくのは、これを、今まで作ったのを使ってもらっていいんだろーと思えますけど、こういったのを、いざ、ほんなら、今から総合計画やらと一緒にですよ、事業を展開する上で、こういったばらばらやったらですね、仕事がやりにくいんやなかろうかと思っております、できるだけ仕事がやりやすいような形で一括につくべきだろうという思いで今回質問をさせてもらっているところでございます。

1点目にありますは、市長とほぼ同じ内容でございましたので、もう質問を省きたいと思えます。

2点目でございますが、今言ったとおり、公共施設、今回頂いた分は建物関係。建物関係も全てじゃないですね。別に共同住宅の長寿命化計画はございます。それから、この中には、消防団詰所とか、そういった建物は入っておりません。もともとの総合計画に、そういったのがきちっと全体——市全体としては、これだけの施設があつて、これだけの棟数があつて、これだけの面積ですよって、総合管理計画ですね、上の上位計画、書かれているのと、その下位と言ったらいかんですけど、下の個別計画ですから、それが全部合算して総合管理計画にマッチせんといかんやろうと思えます。ただし、タイムラグがありますからですね、今までの取組によって、そこの若干のずれはあろうと思えますけど、そういった計画書を作るべきだろうと思っております。

2点目の質問ですけど、改めて、「公共施設等」というのは何なのか。「公共施設等」というのは何を指すのかを教えてくださいたいと思えます。

○議長（中野 義信君） 高木市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） 企画財政課長に答弁をさせます。

○議長（中野 義信君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山崎 秀幸君） ただいま、組坂議員からの御質問です。

この親の計画——公共施設等総合管理計画では、全ての施設になっております。今回の個別施設計画は、建築系の計画ということになっております。

○議長（中野 義信君） 2番、組坂議員。

○議員（2番 組坂 公明君） 今、担当課長のほうから言われたとおり、総合管理計画に「公共施設等」は何なのかと。施設も建物関係は書いとるですてね。これというのは、うきは市の公有財産台帳を基に、きちっと出してますよと。そういったのが全てマッチせんのですね、このときの計画と、このときの計画で数が違うやらあったらもう、何のための計画かってなりますからですね、そういったのを、大変だろうとは思んですけどですね、もう一回、そういったところ辺は合わせる必要があるんじゃないかならうかと思ひまして、質問をさせてもらっております。

今、企画財政課長がおっしゃったとおり、親の——親というか上位の公共施設等総合管理計画に書かれております。大きく分けると、その公共施設——今回出された建物関係、それからインフラ関係ですね、道路、橋りょう、それから企業公会計のほう、簡易水道、下水道、こういったの全てが含まれますよということを書かれているから、それを今回、全て一括してですね、同じようにつくれとは言いませんけど、今度、長寿命化というのと、あと、予算が、今回の計画は長寿命化を考えておりますので、建物関係は80年スパン、そのうちの40年の費用は幾らかかりますよということで計画書が出されております。建て替えとか修繕とかですね。そこだけは合わせるような計画書のほうが、今後、それを本当に実施するに当たり、いいんじゃないかと思ひますが、そこのお考えを、市長、答弁、お願いしたいと思います。

○議長（中野 義信君） 高木市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） 繰り返しの説明で恐縮でございますが、この個別施設計画については、大変、各省庁ばらばらといひますか、それぞれの要請によって作っている面もあります。したがいまして、今、議員のほうから、私どもの仕事のやり方として不便ではないかという御心配をいただきましたが、実は、仕事をする上では、それで大丈夫です。しっかり仕事できるんですが、でも、議員御指摘のように、市民の皆さんであつたり、全体を統括する私自身から見たときに、全体をどうコントロールするか、まさに議員が御指摘されているように、事前予防保全型——予防保全型で、どれだけコストを最適化図れるのかという金額の面とか、あるいは、予防保全で、じゃあ、どのタイミングで大きな大規模改修をやるかというスケジュール感、これが一体的に見えないと、なかなか財政運営、まさに議員が2つ目に通告されてます長期的な財政計画を念頭に置いて質問されているのではないかと思ひますが、まさに、そういうことはおっしゃるとおりだろうと、こう思ひますので、そういうことをしっかり見据えながら、あくまでも市民の皆さんが主人公でありますので、市民の皆さんに大きなエキスのところだけがしっかり分かるような話というのは、今後、考えていかななくてはいけないのではないかと認識をしております。

○議長（中野 義信君） 2番、組坂議員。

○議員（2番 組坂 公明君） 市長と共通認識、考えは一緒だろうと思ひます。ただ、そのやり方がどうなのかというのはですね。

今回、その個別計画は、先ほどから何回も言っているように、長寿命化の予防型、それからコスト削減ですね。それは、こっちのほうには書かれているんですけどですね、こちらの計画書には、そういったのがないんですよ。だから、最低限のところは——あるのもありますよ。コスト削減じゃなくて、幾らかかかるだけです、ですね。そういったのを合わせる必要がないですかと。

先ほど市長がおっしゃったとおり、あとの財政計画がありますけど、そういったのがきちんとトータルでせんと、投資的経費とか普通建設事業費とか、幾らというのが、どこからのを集めてすればいいか分かんないので、仕事の仕方が非常に分からんようになりやせんですかということですね、私は今回、この個別計画というのは、そういった観点のところは、きちっと整合性を持たせるというのは大事だろうと思いますが、市長、もう一度、どうか、お考えを。

○議長（中野 義信君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 繰り返して恐縮であります、個別施設計画については、それぞれの立場でしっかり対応できておりますので、あとは、これを踏まえまして今年度中に公共施設等総合管理計画を見直す——これは国からの指導も受けているところなんです、今年度中、しっかり見直しをさせていただき、一番エキスのところは、そういう予防保全型で、どれだけの縮減効果があるかというのが、既に出させていただいていますが、今回の個別計画で、その数値のところが変わってますので、そのところについては、しっかりすり合わせをしたいと、このように考えております。

○議長（中野 義信君） 2番、組坂議員。

○議員（2番 組坂 公明君） そしたら、総合管理計画のほうで見直しを今後していくということでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

コスト縮減にありまして、今回の計画書では、40年間で幾らかかりますよ、1年に幾らですよ。これを全部、僕は足してみたんですよ。そしたらもう、全部足せないですね。こういった市営住宅やら、そういったのはありませんからですね、建物だけを出してみました。これというのは、総合管理計画の中の、28ページだったですかね、目標があったですね。これで予算は幾らぐらい縮減できますよ、ここに全てが足したのが当てはまらんと。で、どうなのかと。なら、これでいきましょうってなるんやなかろうかと思つてですね、そうすると、はるかに高くなるんじやなかろうかと。

28ページだったかな、総合管理計画の中にですね、公共施設は、これは29年の3月につくられたものですからですね、1年間に11億9,693万かかると。今のままではですね。そして、今後、それを10億1,739万に削減するというのが総合管理計画に書かれているんですよ。そして、それには20年以内に総合施設の面積ですね、延べ面積を15%削減しますと。き

ちっと、こういった、これも何らかの試算を出して、これだけの縮減がありますよと。公共施設にありましては、今回出たの、それから、あとは足りない建物ですかね、そういったのを合わせてトータルがここに当てはまるのかなということですね、そういったのをきちっと整合性を持たせた計画書にならんと、ただ国から予算をもらうためだけにしか使われんようになるのではなからうかと。そういった思いがございます。

3点目のほうに、見直しは、市長の、図られるということでございまして、ぜひですね、そういったところ、それから、総合管理計画にありましては、20年で15%削減すると。計画期間は、これは出来てから10年やったですね。そして、この総合管理計画に合わせたんだらうと思いますけど、個別計画は、6年間ですかね、6年間。総合計画と終わりを一緒にされて今回出されているんだらうと思いますけど、そういったところをきちっとマッチできるようなふうに見直し、それから、20年以内に15%減らすということであれば、そのスケジュール管理があつて、何を減らすのか。20年で15%ですから、この総合管理計画やったら10年間の計画期間がありますからですね、何パーセントかは減らすとやろうからですね、何を減らすのか。そういったのがきちっと組み込まれなければ、ただ単に目標で15%引きます、減らします、これじゃ何もならんと私は思いますから、そういったところをきちっと見直していただきたいと思いますが、市長、どうでしょうか。

○議長（中野 義信君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 今、議員は、平成29年3月に策定しました「うきは市公共施設等総合管理計画」の28ページを指されていると思います。まさに、これも、しっかり見直そうと、今年度中に見直そうとしているところであります。

例えば、今、20年以内に施設総面積を15%減という御指摘がありましたが、現在でも7.4%縮減を図っています。これは、いろんな施設あるんですが、大きなところは、小学校の統廃合等が大きな比率を占めるのではないかなと。こういうことは、しっかり頭に入れながら事業を進めさせていただいている中で、そして、ここにありますように、縮減を図っても、例年、普通建設事業債が15億5,200万ですから、その差は4億6,300万。縮減を図っても、今まで以上に1年間これだけの経費がかかるということは、非常にちょっと私も大きく受け止めておりまして、2番目に議論があります長期的な財政計画、こういうところも、しっかり頭に置いてですね、まさに身の丈に合った財政運営を心がけなくてはいけないと、このように常々思っているところであります。

○議長（中野 義信君） 2番、組坂議員。

○議員（2番 組坂 公明君） よろしく願いしておきます。

今言われたとおり、この28ページの普通建設事業費、平成31年のこの予算の見込額ですね、

これを目標にしましょうやっって書かれているんですね。この31年は終わってますからですね、31年は、この普通建設事業費がもう25億。もう10億をオーバーしているんです。そういったことで予算が膨らんでいって、それを使うということは、お金を使うならもう借金せないかん。借金と言うたらいいんですけど、地方債になろうと思いますからですね、それというのは、今後、払っていかないかん。払うお金は増えていって、こういった建設事業費、投資的経費は縮減していかないかん。えらい、もうここ何年かで厳しくなるんじゃないかと。だから、この個別計画というのは、一番そういったのを見直してですね、無駄を省けるんじゃないかと私は思っておりますので、そういったのをきちっと、やっぱり一括してつくるべきではないですかと。

大変業務が忙しいのは分かっているんですけどですね、今後、財政が厳しいって、今日もずっと言われておりましたけどですね、そういったところが、きちっと捉えて、幾らかかるというのが、できる計画書にすべきで、あんまり難しく法律のいろいろやら書く必要はないんですけど、ポイントを押さえるところだけはですね、きちっと一括した管理ができるような、そして、それが、経過がですね、できるような計画、7.何%をもう縮減しとると。タイムラグがあってますから、減っているはずなんですよ。そういったのをきちっと経過も残せるような計画書じゃないと、なかなか効果的な計画書にならんとやなからうかと。ぜひ実効性のある計画書になるよう、今回、見直しをされるということでございますので、そういったのも含めて、今回頂いた計画書、個別施設計画書と併せて、今までの計画書も、そういったことができないか御検討しながら作っていただければと思っております。

総合管理計画は、議会の承認なり、そういうのが必要だろうと思いますけど、個別計画までは、そこまで至ってないと思いますからですね。ただ、これというのは今後の予算にえらい重要なところじゃないですかねということで、よろしく願いしておきたいと思っております。

それでは、次に進めさせていただきます。

次は、2点目が、うきは市独自の中期というか、長期財政計画の策定について伺いたいと思います。

現在、うきは市の財政計画というのは、新市建設計画の中に最後のほうに挙げられている財政計画と私は認識しております。今回、過疎新法である、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法、これに該当するようになったということで、非常に人口も少なくなってきた、財政も状況が厳しいと。だから、こういったところに該当するんだらうと思いますけど、だからこそ、改めて、この現在の財政計画を見直してですね、うきは独自のですね、国へ報告の財政計画やらじゃなくてですね、うきは市が将来こうあるべきじゃないかというのが計画できる、そういった中期財政計画を策定する必要があると私は思いますが、市長の見解、考えを伺いたいと思っております。

○議長（中野 義信君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） ただいま、うきは市独自の中長期財政計画の策定について、現在の財政計画を見直すとともに長期財政計画を策定する必要があるのではないかという御質問であります。

合併前の平成16年4月に、吉井町・浮羽町合併協議会により、新市建設計画が策定されました。その後、合併特例債の発行期限延長に併せまして、平成26年12月と令和元年12月に計画の変更を行っております。この「新市建設計画」の中で、議員御指摘のとおり、令和6年度までの財政計画を掲げているところでございます。また、今回、うきは市は、旧浮羽町が過疎地域の一部指定を受けたため、現在、「過疎地域持続的発展市町村計画」を策定しているところでもあります。

議員御指摘の長期財政計画の策定の必要性は十分認識をしておりますので、今後、計画の策定等について検討してまいりたいと、このように思っているところであります。

○議長（中野 義信君） 2番、組坂議員。

○議員（2番 組坂 公明君） うきは市の財政計画というのは、新市建設計画の中の財政計画であるということで、新市建設計画ですね、これ、合併のときからつくられ、もう合併してから15年以上たっている。合併して、こういった市になろうよというのを目標に書かれた計画ですね。もう15年以上たっちゃんなら、そげなんとじゃ、そういった施策が、もう、こういったのは外していいんじゃないですかというのが1つある。総合計画に基づいて、うきは市をやっていく中で、同じようなこともあります。これも、さっきと一緒ですけど、国のほうに、これで報告せんなら、これは残すべきですけどですね、この一番最後のほうに書いちょる——43ページからですかね、この財政計画、これをもう少し将来にわたってですね、どうするのかというのを計画すべきではなかろうかと。全文——もうほとんどの部分は、総合計画で、うきは市は、こういったことをやるって書かれているのに、何か「浮羽と吉井町と一緒に1つの市になって、こういったことをやっていきます」が残っているんですよ。

ですから、私の考えは、財政計画というのは、きちっと1つ分野としてつくるべきだろうと思います。総合計画の中にも最初のほうに書いているんですよ。総合計画と併せて横断的に網羅する計画ということで、新市建設計画ですかって、これって財政計画じゃないんですかねって。そして、ルネッサンスと国土強靱化、総合計画、これを一体にして、うきは市の事業を展開していきますよというのが僕は総合計画だろうと思っています。

ですから、まず1点目は、なかなかすぐにやらできんと思いますけど、基本的には、そういった考え方で、前のほうの新市建設計画の前半戦ですかね、の取組やらというのはもうないに等しいと考えてよろしいのか、まず、市長のほうに伺いたいと思います。

○議長（中野 義信君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 御指摘のように、新市建設計画は、いわゆる合併特例債の大きな要件になっております。私どもの未来のまちづくりの大きなマスタープランは総合計画だと認識しておりますので、総合計画に基づいて、しっかりした、やっぱり財政ビジョンというか、財政計画というのを今後考えなくてはいけないのではないかと、こう思います。

その1点が、先ほどから議論しております公共施設等総合管理計画、あるいは個別施設計画、ここがありますが、実は、それだけではない新たな課題で一番大きな問題は、上水道をどうするかという話であったり、ごみ処理施設、あるいは、し尿処理施設、いずれも、かなりの財政が伴う事業であります。さらには、浮羽消防署の建て替え、同じく浮羽出張所の建て替え、これも厳しい予算負担が求められると、こういうふうを考えておりますし、ほか、かわせみホールの活用についても大きな課題でありますし、ほか、切りがないぐらい総合計画にはうたわれておりますので、そういうもろもろをしっかりですね、やはり踏まえて長期ビジョンというのをやっぱり策定する必要があるという認識は持っているところであります。

○議長（中野 義信君） 2番、組坂議員。

○議員（2番 組坂 公明君） 市長の考えられていることも、自分もあんまり変わらんとはいませんが、これを、ほんなら、いざつくれと言うたら、やっぱり大変な労力にはなろうとは思いますが、ただ、それでも、きちっと、この予算関係とかはですね、やるべきだろうと思っておりますので、今回、個別計画は、きっちり行こうやと。そして、幾ら縮減する。今までのやり方やったら幾らだったのが、幾ら縮減して、将来、このベースでいきますよというのをやっぱりつくるべきだろうと思っております。そして、2点目の、この財政計画というのが、やっぱり必要ではなからうかと。

今回の、新市建設計画の最後のほうに予算——歳入と歳出と計画が書かれております。令和6年までやったですかね。それで、これというのは、平成17年、合併のときからずっと計画をされていて、平成30年度まではもう決算のほう——実施済みのほうに変わっております。令和元年から令和6年までが、今回、この間、令和元年12月に変更した分で、合併特例債を認めていただくために、5年間延長やったですかね、そういったので予算を財政計画のほうもつくられていると。

僕が心配しているのは、これ、お持ちですかね。財政、この一番最後のページ。これで、平成30年度までは決算なんです。実績なんです。令和元年から令和6年までが計画として、この時期、つくられたんですけど、この財政計画の中ですね、これ、歳出は性質別に書かれておりますからですね。そうすると、義務的経費の実績を見てみると、平成30年度——最後の実績ですね、義務的経費というと、人件費、扶助費、それから公債費、これというのは絶対避けられない経費ですね。これが、平成30年のときは40.4%。過去の決算カードを見てみると、うきは市というのは39から40%で、この義務的経費は進んでおります。

これを令和6年、計画を見てみるとですね、これが49.6%。半分は義務的経費ですよと計画されているんですよ。ということは、ほとんどもう使えるお金がないんじゃないでしょうか。それが5年先なんですよ。公債費もどんどん増えて、今まで合併特例債やら、いろいろ使って建設していますから、その借金返しが、どんどん負担している。そういったのが、この5年間だけでも明らかになるから、今後、きちっとした長期財政計画を、うきは市として生き残るためにですよ、そこまで危機感があるかどうかは分かりませんが、そういった計画を立てる必要があるんじゃないかなと思います。市長、もう一度答弁をお願いしたいと思います。

○議長（中野 義信君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） まさに御指摘のとおりで、私も3期目の市政運営を担うに当たって、重点施策の大きな1つとして、今後、人口減少というか、縮小社会に対応した、身の丈に合った行財政運営というのを旗印に挙げております。

なかなか長期ビジョンがきちっと策定してない段階なんですけども、毎年、予算編成に当たりましては、企画財政課と何度も何度も詰めて、今までの予算及び決算のデフレーター推移、特に平成17年から今日までのデフレーターをしっかりと分析すると同時に、年度年度の大きなプロジェクト事業、そういうのも、しっかりとみ砕きながら、あるべき財政規模というのは、どういうものであるか。あるいは、長期的な課題に対応するために、貯金であります基金の残額がどういうふうに推移をしているか。そして、うきは市の負債であります起債の残額がどういうふうに推移をして、将来の財政計画にどういう影響を及ぼすのか。これはもう毎回毎回、予算編成のときに議論をさせていただいております。

先ほど、いろいろ、上水道であったり、ごみ処理施設であったり、し尿処理施設の話を出しましたが、事業内容そのもの、我々も、ことあるたびに全員協議会で議員の皆様には、今知り得ている情報を全部をお流しして意思疎通を図らせていただいておりますが、すごく第三者要素があって、我々の思うどおりにいかないところで、なかなか財政計画をですね、きちっとした計画を立てられないという、今、ジレンマに陥っているところもあるんですが、それはそれで置きまして、しっかりした財政運営をビジョンとして描くというのが非常に重要であると、このように認識しております。

それから、議員のほうから過疎債のお話が出ました。確かに過疎地域になるということは、いわゆる人口減少が大きいということで、非常に議会のほうも御心配されている向きもあるかなと思いますが、私は少し若干違う視点を持ってまして、今までの過疎債というのは、人口の対比年度が随分違ってたんですけども、例えば33%とか32%とか人口減少幅のハードルがすごく高かったのが、今回、新たに28%というふうにハードルが低くなり、そして、なおかつ財政力指数、つまり0.51以下については21%減少すればいいという、非常に今までの過疎債の要

件よりも、我々が長年ですね、実質、我々は今までも過疎だったんだと。過疎だったんだけど、国の要件がハードルが高過ぎるもので何とかしてほしいという話を切々と訴えてきたのが功を奏して、こういうふうに合致しましたので、やっぱり急激にですね、今までの基準で過疎になったのではなくて、ハードルを低くして、この過疎債が適用できたという、この財政の裏どころができたというのは、非常に私としてはよかったのではないかなと、このように思っておりますので、そういうことも加味しながらですね、長期的な財政運営について、しっかりしたかじ取りを図っていききたいと、このように考えております。

○議長（中野 義信君） 2番、組坂議員。

○議員（2番 組坂 公明君） 今回の過疎債というのは、市長のお考えのようなのもあると思います。ただ、それで何もかも、そういったのをやっていくと、合併特例債も同じようなことでやってきたわけですね。それに対する公債費が年々増加して行って、うきは市の財政を圧迫してきている事実もありますからですね、そういったのを十分加味されて今後、事業を展開されるだろうと思いますけど、やっぱり私は、この財政計画というのはですね、みんなで知恵を出し合って、つくるべきことだろうと私は思います。

小郡市が、基金がなくなって緊急対策計画をつくったですね。小郡というのは、ここ、合併してないんですね。だから、そういった、合併の優遇措置やらないままに大きい建物を建てて、基金を取り崩し過ぎて、ああいった緊急対策になったんだらうと思います。

今後、合併しているところもですね、もう15年たったということは、算定替えがなくなったわけですね。そこで、特例債を使って箱物を造ってきた、しわ寄せという言い方はいかなんですね、払わないかんお金が増えていく事実がありますからですね。そういったときには、小郡みたいに基金を取り崩さな。現に今年は12億ですかね、まず最初に。これがまた元に戻るかどうかというのは、自分たちも追っていかないかんと思いますけどですね。今後、そういった形で、10億、15億やら使わないかんようになってくるんやなかるうかと。じゃないと、今の行政サービスを落とすわけにいかんからですね。なら、どこからお金を持ってくるかということ、基金しかないんですよ、財政調整基金しか。うきは市がやっていく事業を借金はされんからですね。借金というのは、特定財源のことは決められたお金しか使われませんから、自由にサービスを――自由にといい方はいかなんですけど、使えるのというのはもう基金しかないからですね。

そういったのが、今後、60億で今回12億使うと。5年すればゼロになるんですよ。そうすると、もう5年先には、これが積み崩しだけやったらですよ、実質収支が赤字になる。そこまではならないとは思ってますけどですね。そういったのがもう小郡だけじゃなくて、合併している市町村も、もう迫っているんですよという考えの下に対応していかんと、なかなか市民の方からは、これをやるべきだ、あれをやるべきだということは、一番、市役所が入ってくると思いま

す。だから、そういった状況というのをもっと知らせて、絞るところは絞ってですね。市民に嫌われてもですね、ここは絞りますよと、いかんち。そういったのお知らせしながら今からはやっつけていかんと、なかなか難しいのではなかろうかと。だからこそ、業務、コロナ禍で、いろいろ大変だろうとは思いますが、近いうちに、そういった危機の可能性があるのでというのを思いながらですね、財政計画というのは、管理職の皆さん方全員で、企画財政課だけがつくるんやなくて——じゃないだろうと思いますが、そういった形で計画していくべきことだろうと思ひ、質問をさせてもらったところでございますので、今回、1点、2点、予算関係のことで質問をさせていただきましたが、考え的には市長とは、そう変わらんとは思いますが、そういったのが実現——実現じゃなくて、やりかぶらないという言い方は失礼ですが、そういったためにも、財政計画というのは、財政規律を含めた、財政計画を立てるべきだろうと思っておりますので、強く、そここのところはですね、今回は、考え方は共有しているということで終わりたいと思ひますが、計画のほうも、きちっと今後、検討していただければと思ひますので、よろしくお願ひしておきたいと思ひます。

最後に、市長、何かございましたなら——なければ、これで終わります。

○議長（中野 義信君） これで、2番、組坂公明議員の質問を終わります。

○議長（中野 義信君） 以上で、本日の議事日程は終了しました。

連絡します。明日6月15日は、午前9時から議案質疑を行いますので、よろしくお願ひします。

以上です。本日はこれで散会とします。

○事務局長（高瀬 将嗣君） 起立、礼。お疲れさまでした。

午後3時46分散会
